

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.675%（税抜 3.5%）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

（2011.4）

## 投資信託にかかる手数料とコストについて

### 購入時にかかる手数料

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても購入する口数によって異なる場合があります。

当社では、口数指定で購入していただきます。購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.15% (税抜 3.0%) の場合は、次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.15\% (\text{税抜 } 3.0\%)$$

< 計算例：購入時手数料が 3.15% (税抜 3.0%) の場合 >

例えば 1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.15\% = 31,500 \text{ 円}$$

となり、合計 1,031,500 円お支払いただくこととなります。

### 運用 (保有) 時にかかる手数料

投資信託の運用中は「信託報酬」が計算され資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

### 解約 (換金) 時にかかる手数料

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

< 計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合 >

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円} (10,000 \text{ 口当り}) \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とからない場合があります。かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

投資信託説明書(交付目論見書)

2012年3月8日

みずほUSハイイールドオープン  
Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)  
追加型投信／海外／債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 各ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 各ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

みずほ投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

みずほ投信投資顧問株式会社

■電話番号 0120-324-431  
[受付時間: 営業日の午前9時~午後5時]

■ホームページアドレス  
<http://www.mizuho-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）」、「みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年3月7日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月8日にその届出の効力が生じております。

※上記の投資信託を総称して「みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」とすることがあります。また、それぞれを「Aコース」、「Bコース」または「ファンド」とすることがあります。

- 各ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認します。
- 各ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、委託会社のホームページに掲載しています。また、投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします（交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。）。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## 商品分類及び属性区分

### Aコース

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産（投資信託証券）※	年12回（毎月）	北米	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）

### Bコース

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産（投資信託証券）※	年12回（毎月）	北米	ファミリーファンド	なし

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

◆商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## 委託会社の情報（2011年12月末現在）

委託会社の名称	みずほ投信投資顧問株式会社
設立年月日	1964年5月26日
資本金	20億4,560万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆1,253億円

## ファンドの目的

主として米国の米国ドル建ての高利回り債(以下「ハイイールド債」といいます。)に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

## ファンドの特色

### 1 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

◆綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

### ハイイールド債とは

★一般に債券(社債)には、格付け機関から発行体(企業など)の信用力に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。

ハイイールド債とは、格付け機関からBB(S&P社の場合)以下の格付けが付与されている等、BBB以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、S&P社の場合、BB以下のもの、ムーディーズ社の場合、Ba以下のものを指します。

利回り	格付け (信用力)	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合	高格付け債 ハイイールド債
		低い	高い	
↑ ↓	AAA	AAA	Aaa	高格付け債
	AA	AA	Aa	
	A	A	A	
	BBB	BBB	Baa	ハイイールド債
	BB	BB	Ba	
	B	B	B	
	CCC	CCC	Caa	
	CC	CC	Ca	
	C	C	C	
	D	D	-	

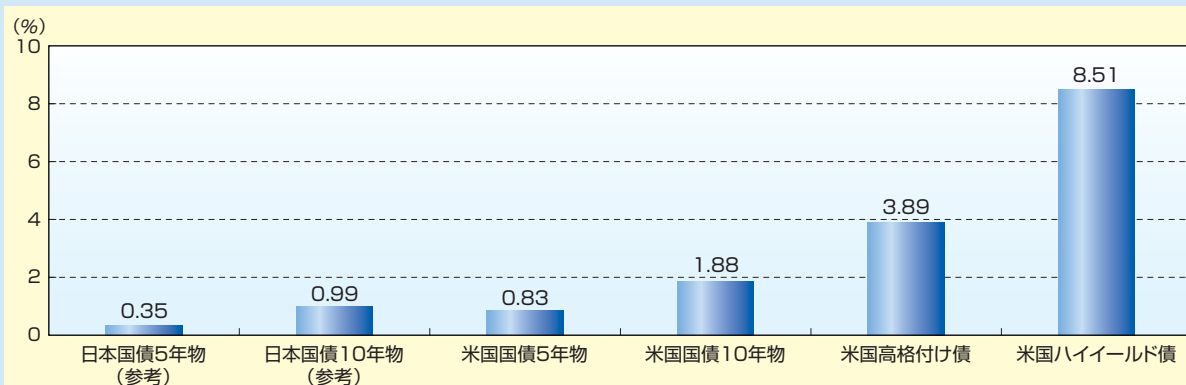
### 米国のハイイールド債の主な特徴

★米国のハイイールド債は、米国の高格付け債と比べ相対的に信用力が低い一方で、高い利回りで発行され、流通しています。

➡信用リスク等をコントロールできれば、高い利回りの享受を期待することが可能です。

### 《ご参考》米国における債券利回りの比較

(2011年12月30日現在)



出所:ブルームバーグ、バンクオブアメリカ・メリルリンチのデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

※日本国債および米国国債の利回りは、ブルームバーグによるジェネリック5年国債およびジェネリック10年国債を使用。

米国高格付け債はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・コーポレート・インデックス[平均残存期間:10.02年]、

米国ハイイールド債はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス[平均残存期間:6.68年]の最終利回りを使用。

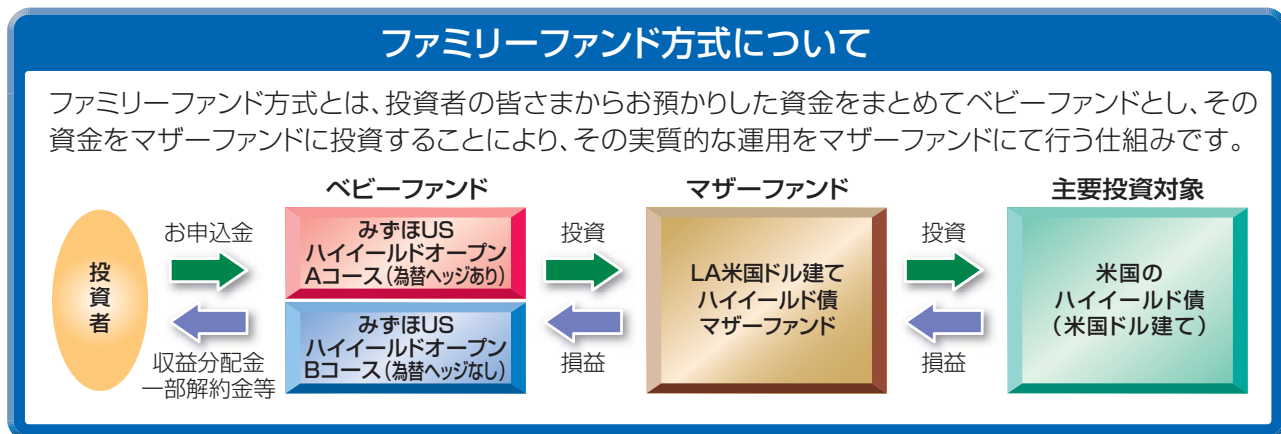
※債券の利回りは、経済環境および金利動向等の影響を受け変動します。また、上記グラフは過去の実績であり、将来における各債券の利回りおよび各ファンドの運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

★米国では、ハイイールド債は、企業にとって一般的な資金調達の手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。

➡その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

# 1 ファンドの目的・特色

- ◆各ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



## 2 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。\*

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

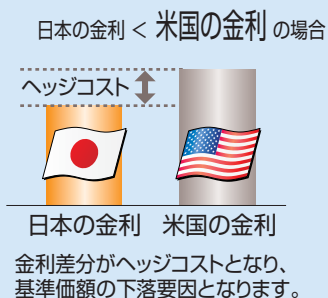
- ◆Aコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。
- ◆Bコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

### 《ご参考》 為替ヘッジとヘッジコストについて

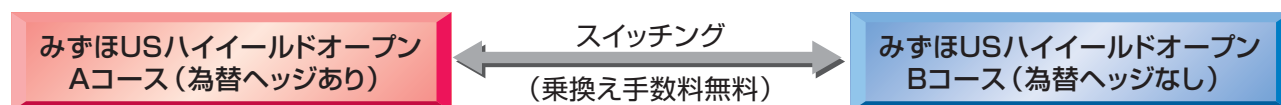
為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。



- ◆AコースとBコースの間でスイッチング(乗換え)ができます。



※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際は、購入時手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額(基準価額の0.2%)および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

◆各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ヘッジベース) ※1
Bコース	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ベース) ※2

※1 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ヘッジベース)」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース) をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮し、円換算したものです。


※2 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ベース)」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース) をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

\* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

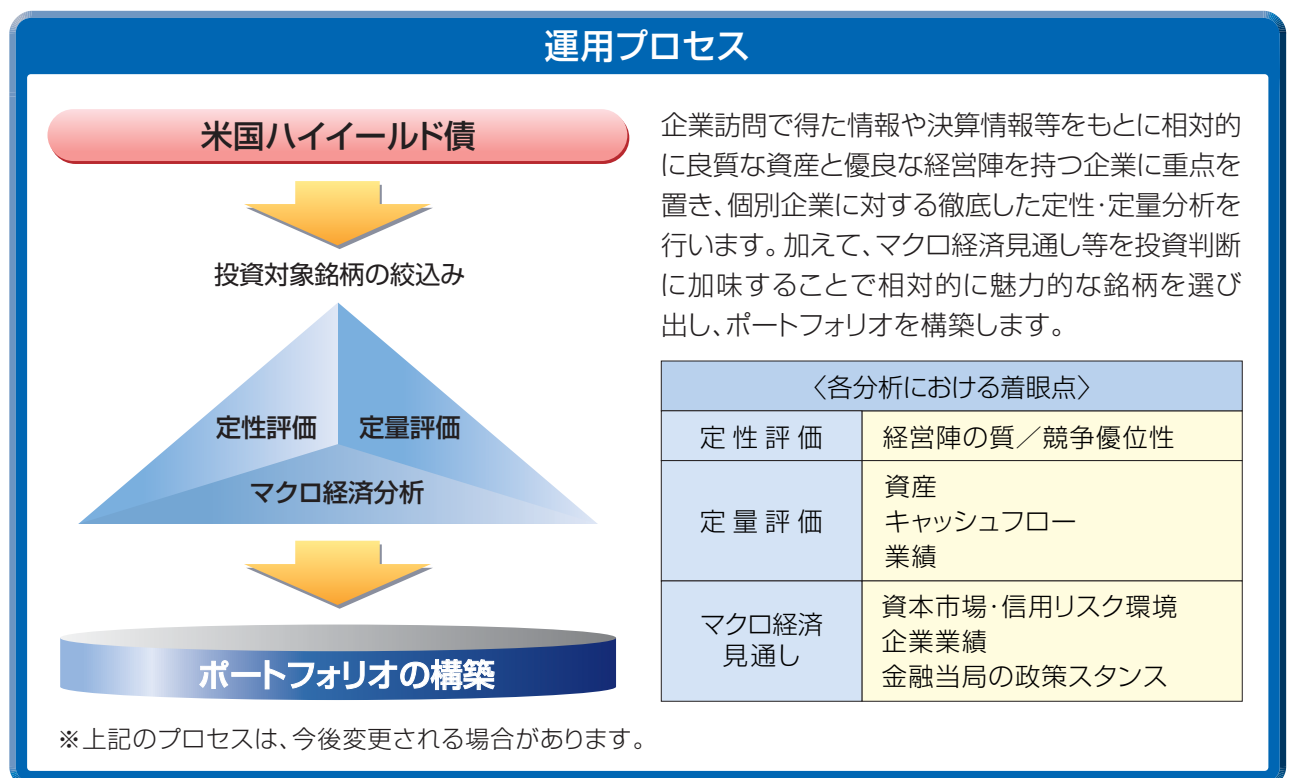
### 3 マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

◆運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社に委託します。

**ロード・アベット社 (正式名称: ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー)**



設立: 1929年  
運用資産: 約1,024億ドル(2011年9月末日現在)  
米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。



# 1 ファンドの目的・特色

## 4 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

### 分配方針

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

【収益分配のイメージ図】



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### 主な投資制限

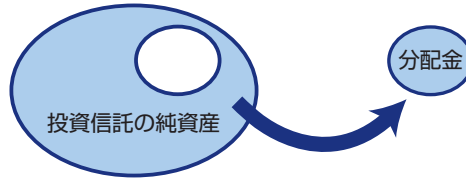
株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

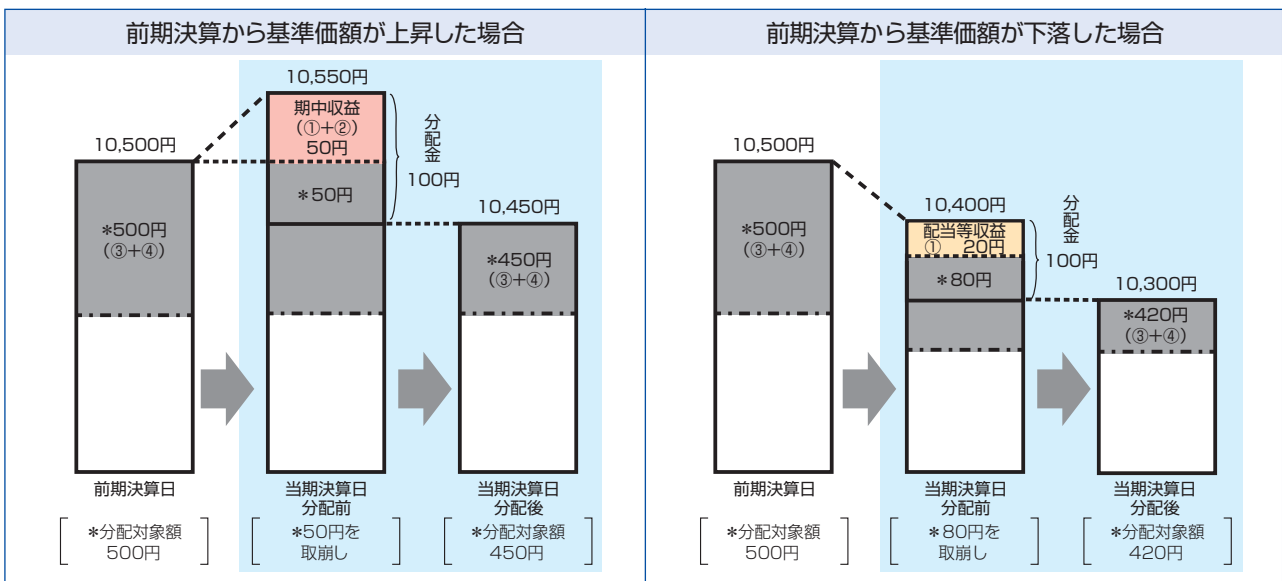
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



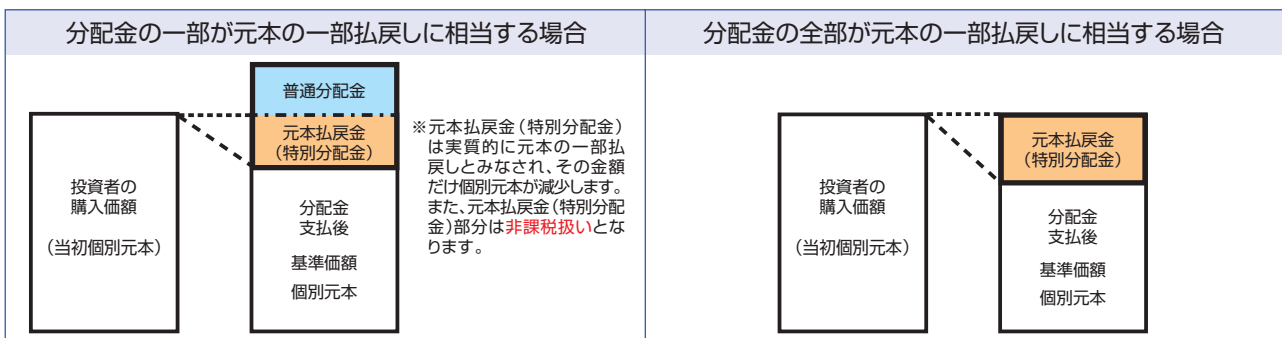
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

### 基準価額の変動要因

各ファンドは、公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**



#### 信用リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。



#### 為替変動リスク

Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。

Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 流動性リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

### その他の留意点

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

委託会社において運用委託先からのレポート等をもとにファンド全体のリスク情報を管理します。また、リスク管理部門がリスクのチェック・管理を行うとともに運用実績の分析・評価を実施し、法務・コンプライアンス部門が法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理等します。これらの結果は経営に報告され、必要に応じて運用委託先への注意・勧告等を行います。

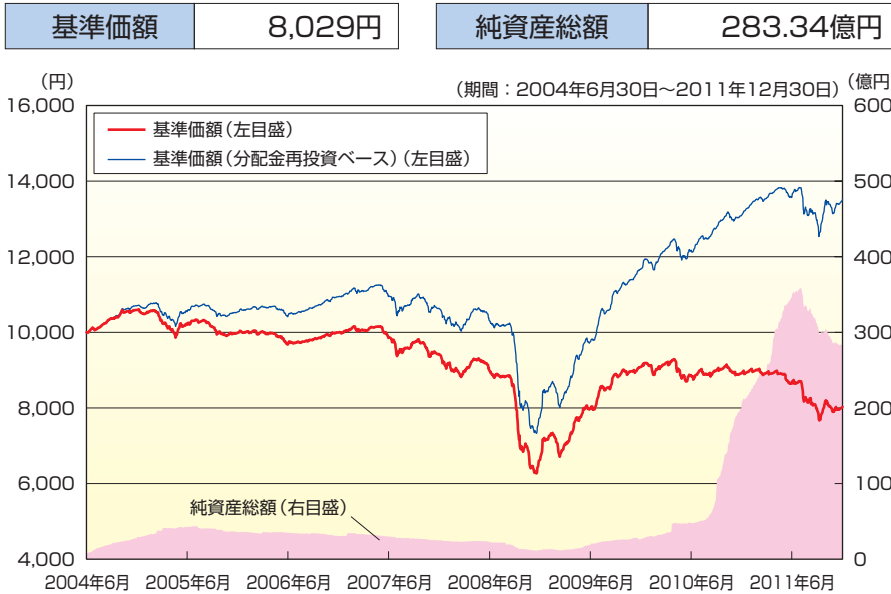
※上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

## Aコース

(2011年12月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年12月	90円
2011年11月	90円
2011年10月	90円
2011年9月	100円
2011年8月	100円
直近1年間累計	1,170円
設定来累計	4,645円

設定来：2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

### 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

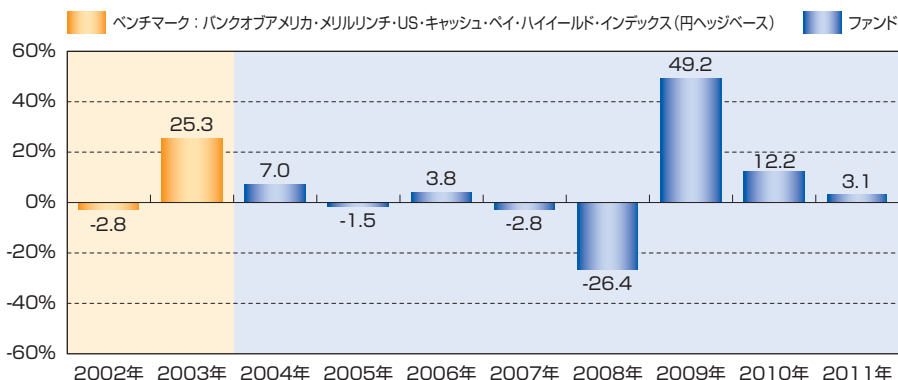
#### 〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	95.3
	国内	0.2
株式	外国	0.2
新株予約権証券	外国	0.0
その他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		4.3
合計		100.0

#### 〈組入上位10銘柄〉 組入銘柄数348銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	OGXペトロリオ ガス パルチシパイス	社債券	ブラジル	米ドル	8.500	2018年 6月 1日	1.0
2	ピナクル フーズ ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	10.625	2017年 4月 1日	1.0
3	エル パソ	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2032年 1月15日	1.0
4	フォード モーター クレジット	社債券	アメリカ	米ドル	12.000	2015年 5月15日	0.9
5	インテルサット	社債券	ルゼンブルグ	米ドル	11.500	2017年 2月 4日	0.7
6	リパティー ミューチュアル グループ	社債券	アメリカ	米ドル	10.750	2058年 6月15日	0.7
7	IFM US コロニアル	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2021年 5月 1日	0.7
8	ファースト ナイアガラ ファイナンシャル	社債券	アメリカ	米ドル	7.250	2021年12月15日	0.7
9	ライオンズ ゲート	社債券	アメリカ	米ドル	10.250	2016年11月 1日	0.7
10	インターナショナル リース ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	8.750	2017年 3月15日	0.6

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。  
 ※2003年以前はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。  
 ※2004年は設定日(6月30日)から年末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。  
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

### 3 運用実績

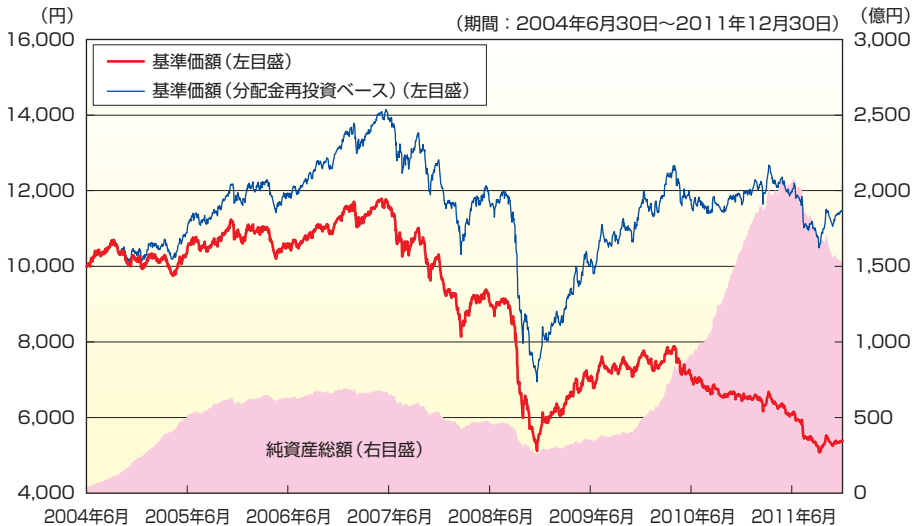
#### Bコース

(2011年12月30日現在)

#### 基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)

基準価額	5,381円	純資産総額	1,527.39億円
------	--------	-------	------------



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)  
 ※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

#### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年12月	65円
2011年11月	65円
2011年10月	65円
2011年9月	85円
2011年8月	85円
直近1年間累計	1,005円
設定来累計	6,055円

設定来：2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

#### 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

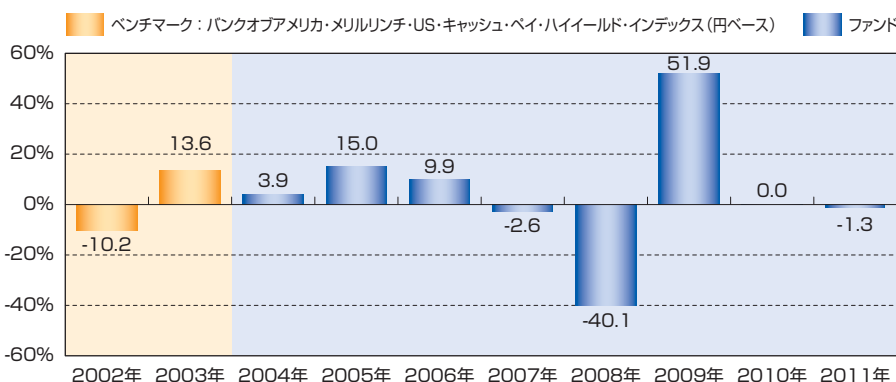
##### 〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	95.5
	国内	0.2
株式	外国	0.2
新株予約権証券	外国	0.0
その他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		4.0
合計		100.0

##### 〈組入上位10銘柄〉 組入銘柄数348銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	OGXペトロリオ ガス パルチシパイス	社債券	ブラジル	米ドル	8.500	2018年 6月 1日	1.0
2	ピナクル フーズ ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	10.625	2017年 4月 1日	1.0
3	エル パソ	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2032年 1月15日	1.0
4	フォード モーター クレジット	社債券	アメリカ	米ドル	12.000	2015年 5月15日	0.9
5	インテルサット	社債券	ルゼンブルグ	米ドル	11.500	2017年 2月 4日	0.7
6	リパティー ミューチュアル グループ	社債券	アメリカ	米ドル	10.750	2058年 6月15日	0.7
7	IFM US コロニアル	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2021年 5月 1日	0.7
8	ファースト ナイアガラ ファイナンシャル	社債券	アメリカ	米ドル	7.250	2021年12月15日	0.7
9	ライオンズ ゲート	社債券	アメリカ	米ドル	10.250	2016年11月 1日	0.7
10	インターナショナル リース ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	8.750	2017年 3月15日	0.6

#### 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。  
 ※2003年以前はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。  
 ※2004年は設定日(6月30日)から年末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。  
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換 金 単 位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合
購入の申込期間	平成24年3月8日から平成25年3月7日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求等には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(平成16年6月30日設定)
繰 上 償 還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンド4,000億円を上限とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>
運 用 報 告 書	6月および12月のファンドの決算時ならびに償還時に「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時手数料	購入申込金額(購入申込口数に購入価額を乗じた額)に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※平成24年3月7日現在の手数料率の上限は3.15%(税抜3%)です。											
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、0.2%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対し年1.47%(税抜1.4%)の率を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分】											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社毎の純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td> <td>0.84% (税抜0.8%)</td> <td>0.525% (税抜0.5%)</td> <td rowspan="2">0.105% (税抜0.1%)</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>0.63% (税抜0.6%)</td> <td>0.735% (税抜0.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の部分	0.84% (税抜0.8%)	0.525% (税抜0.5%)	0.105% (税抜0.1%)	500億円以上の部分	0.63% (税抜0.6%)	0.735% (税抜0.7%)
	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社								
500億円未満の部分	0.84% (税抜0.8%)	0.525% (税抜0.5%)	0.105% (税抜0.1%)									
500億円以上の部分	0.63% (税抜0.6%)	0.735% (税抜0.7%)										
運用管理費用の委託会社分には、マザーファンドの運用にかかるロード・アベット社への報酬(各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%)が含まれており、支払期日毎に支払われます。												
その他の費用・手数料	以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。信託財産に関する租税/監査費用/信託事務の処理に要する諸費用/外国における資産の保管等に要する費用/資金の借入れを行った際の当該借入金の利息/組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。											

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となります。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# みずほUSハイイールドオープン

## Aコース（為替ヘッジあり） / Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信 / 海外 / 債券

---

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

### みずほ投信投資顧問

---

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

---

#### 委託会社に対する照会先

電話番号：0120-324-431（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス：<http://www.mizuho-am.co.jp/>

- 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）」、「みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）」（以下、それぞれを「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年3月7日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月8日にその届出の効力が生じております。
- 各ファンドの基準価額は、各ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響のほか為替の値動きによる影響を受けるため、変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。
- 本投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている税率は、平成23年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合には、それに伴い変更される場合があります。

## 目 次

第一部	証 券 情 報	1
第二部	フ ァ ン ド 情 報	3
第1	フ ァ ン ド の 状 況	3
第2	管 理 及 び 運 営	40
第3	フ ァ ン ド の 経 理 状 況	46
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	76
第三部	委 託 会 社 等 の 情 報	77
第1	委 託 会 社 等 の 概 況	77
約	款	114

発 行 者 名	みずほ投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 田中 慎一郎
本店の所在の場所	東京都港区三田三丁目5番27号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記の投資信託を総称して「みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」ということがあります。また、それぞれを「Aコース」、「Bコース」または「ファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド4,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会  
は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号*
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

### (5) 【申込手数料】

① 取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成24年3月7日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会  
は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- ③ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。
- ② 申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会には下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(注) 「自動けいぞく投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

③ スwitchingについて

AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。

※ スwitchingとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※ スwitching前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。

※ スwitchingの際には、申込手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年3月8日から平成25年3月7日まで

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社

（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイイールド債」と称する場合があります。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。
2. 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。
3. マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）が行います。
4. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

- ② 各ファンドは、それぞれ4,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

- ・商品分類一覧表 (注) 各ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

<Aコース><Bコース>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信  ●追加型投信	国内  ●海外  内外	株式  ●債券  不動産投信  その他資産  資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表

(注) 各ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

<Aコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ※1 資産複合	年1回	グローバル	●ファミリーファン ド  ファンド・オブ・ ファンズ
	年2回	日本 ●北米	
	年4回	欧州	為替ヘッジ
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	
	●年12回 (毎月)	中南米	●あり (フルヘッジ) ※2  なし
日々	アフリカ		
その他	中近東 (中東) エマージング		

※1 <Aコース>が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性 (低格付債)」です。

※2 <Aコース>は外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。

<Bコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ※ 資産複合	年1回	グローバル	●ファミリーファン ド  ファンド・オブ・ ファンズ
	年2回	日本 ●北米	
	年4回	欧州	為替ヘッジ
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	
	●年12回 (毎月)	中南米	あり  ●なし
日々	アフリカ		
その他	中近東 (中東) エマージング		

※ <Bコース>が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性 (低格付債)」です。

・属性区分定義

該 当 区 分	区 分 の 定 義
そ の 他 資 産 ( 投 資 信 託 証 券 )	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債 券 ・ 社 債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 ※ 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
ク レ ジ ッ ト 属 性 ( 低 格 付 債 )	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 ※ 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについて、BB格相当以下（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。なお、各ファンドでは高利回り債またはハイイールド債と称する場合があります。
年 1 2 回 ( 毎 月 )	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北 米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
フ ァ ミ リ ー フ ァ ン ド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為 替 ヘ ッ ジ あ り	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為 替 ヘ ッ ジ な し	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。
- (注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

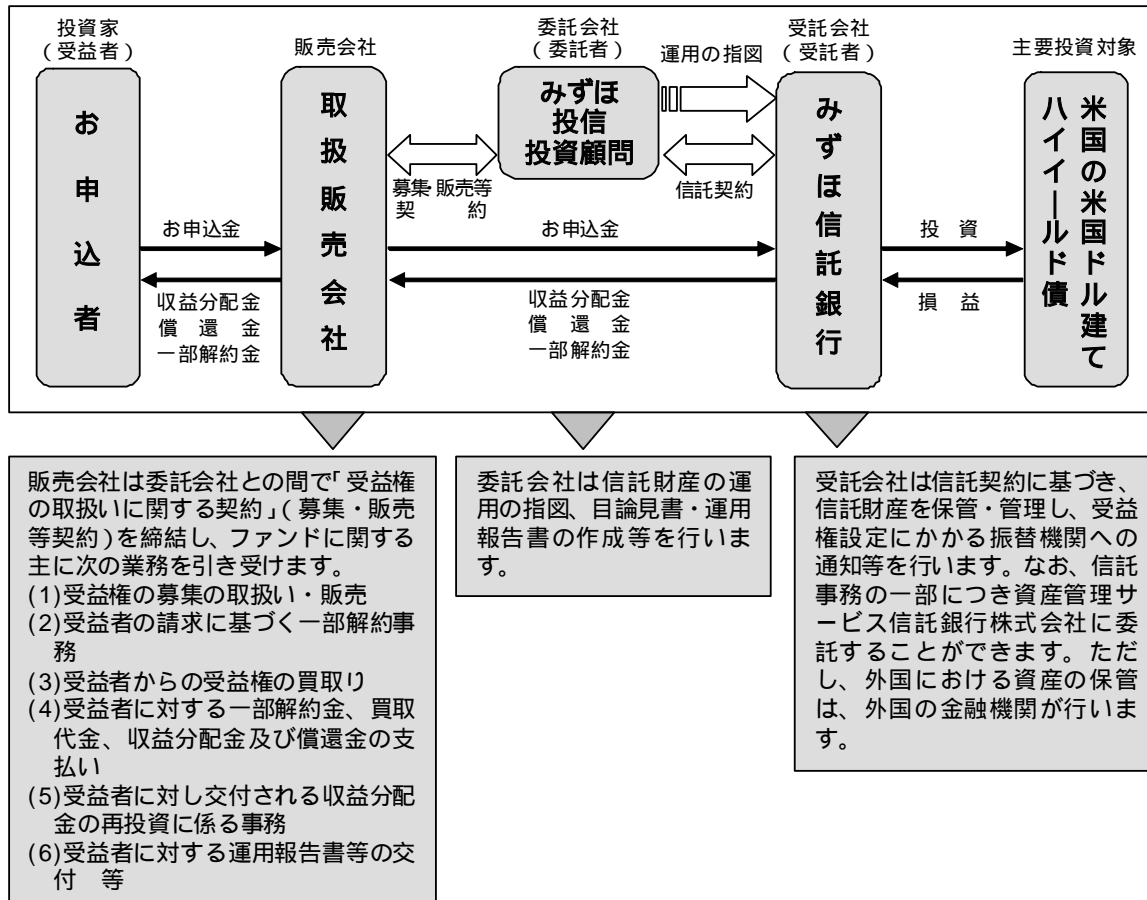
(2) 【ファンドの沿革】

平成16年6月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### 各ファンドの運営の仕組み



主要投資対象である米国の米国ドル建てハイイールド債には、主として、LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドを通じて投資を行います。

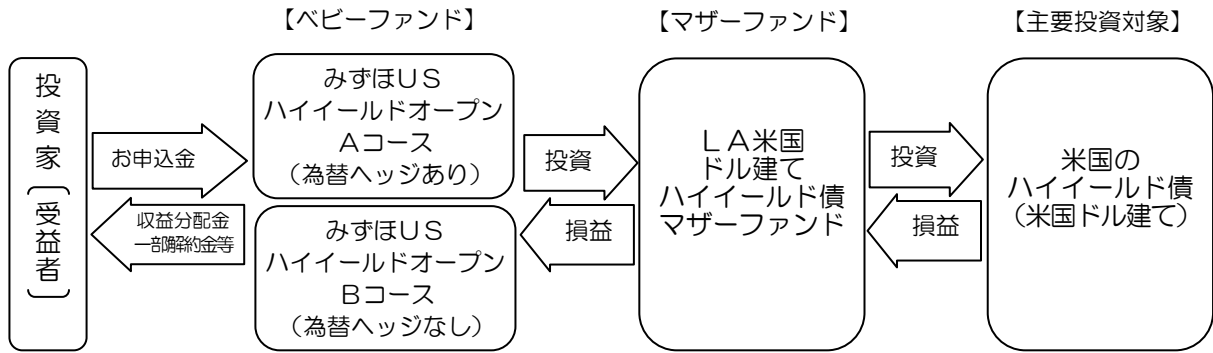
各ファンドが主要投資対象とするLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」(以下「外部委託契約」といいます。)に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

#### ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成23年12月末日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成23年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

各ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合があります。

## 2. 投資態度

a. 主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

- ◆ 各ファンドは原則としてマザーファンド受益証券の組入れを高位に保つことにより、マザーファンドの投資成果を忠実に反映させることに努めるものとします。
- ◆ マザーファンド受益証券を通じて米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

<ハイイールド債とは>

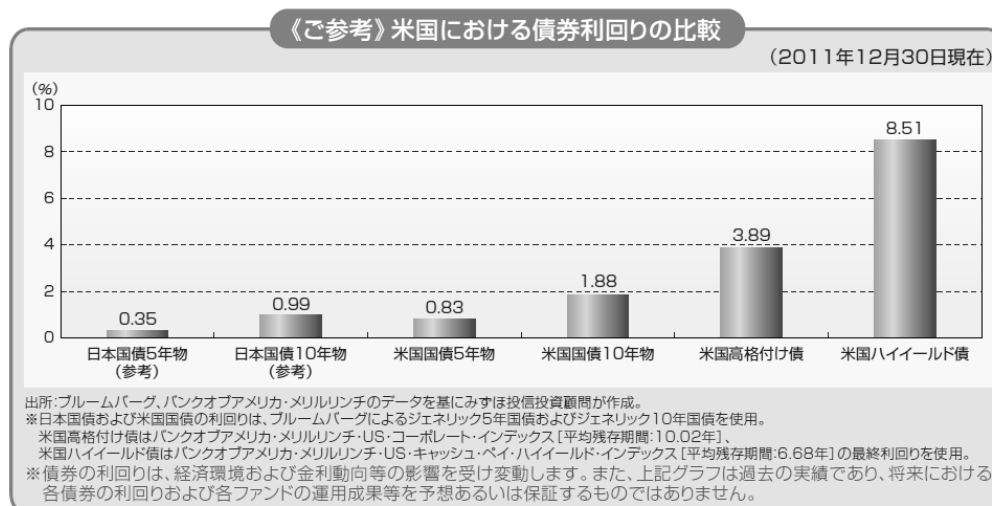
一般に債券（社債）には、格付け機関から発行体（企業など）の信用度に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。

ハイイールド債とは、格付け機関からBB（S&P社の場合）以下の格付けが付与されている等、BBB以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、S&P社の場合、BB以下のもの、ムーディーズ社の場合、Ba以下のものを指します。

利回り (信用力)	格付け (信用力)				
	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合			
↑ 低い	AAA	Aaa	高格付け債		
	AA	Aa			
	A	A			
↑ 高い	BBB	Baa	ハイイールド債		
	BB	Ba			
	B	B			
	CCC	Caa			
	CC	Ca			
	C	C			
	D	-			
	↓ 高い				

<米国のハイイールド債の主な特徴>

- ・ 米国のハイイールド債は、米国の高格付け債と比べ相対的に信用力が低い一方で、高い利回りで発行され、流通しています。
- 信用リスク等をコントロールできれば、高い利回りの享受を期待することが可能です。



- ・ 米国では、ハイイールド債は、企業にとって一般的な資金調達的手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。  
→ その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

◆ 米国の米国ドル建てのハイイールド債への投資にあたっては、綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

◆ 運用にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。なお、マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆ 各ファンドは以下をベンチマークとします。

- ・ Aコース：バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）※1
- ・ Bコース：バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）※2

※1 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮し、円換算したものです。

※2 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

\* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

b. Aコースは実質組入※外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

Bコースは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

◆ Aコースは為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うに当たりヘッジコスト（為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差）がかかります。

◆ Bコースは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

〔ご参考〕 為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利 < 米国の金利 の場合



日本の金利 米国の金利  
金利差分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

- c. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- d. マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

＜ロード・アベット社 (Lord, Abnett & Co. LLC) について＞

設立：1929年

所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地

運用資産：約1,024億ドル（2011年9月末日現在）

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

＜ロード・アベット社のハイイールド債の運用投資哲学＞

- ・インカムゲインと価格上昇の獲得による安定的な総合収益の向上を目指します。
- ・インフレ、金融政策、景気サイクル等のマクロ経済分析、各セクターに与える影響を分析したうえで、個別銘柄の綿密な調査・分析を実施します。

③ ファンドの投資プロセス

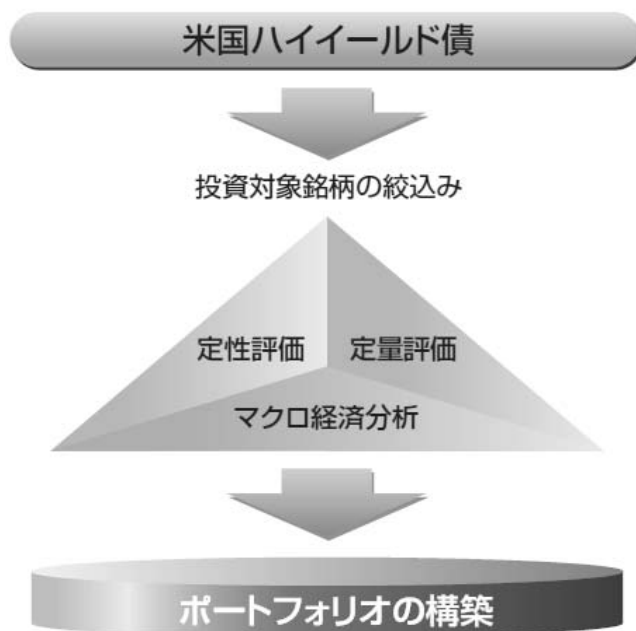
各ファンドは、主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国のハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

＜マザーファンドの投資プロセス＞

企業訪問で得た情報や決算情報等をもとに相対的に良質な資産と優良な経営陣を持つ企業に重点を置き、個別企業に対する徹底した定性・定量分析を行います。加えて、マクロ経済見通し等を投資判断に加味することで相対的に魅力的な銘柄を選び出し、ポートフォリオを構築します。

- ・各分析における着眼点

定性評価	経営陣の質／競争優位性
定量評価	資産 キャッシュフロー 業績
マクロ経済見通し	資本市場・信用リスク環境 企業業績 金融当局の政策スタンス



※ 高格付け債等を組み入れることもあります。また、各分析における着眼点の項目については変更される可能性があります。

※ マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での長年にわたる業歴および運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

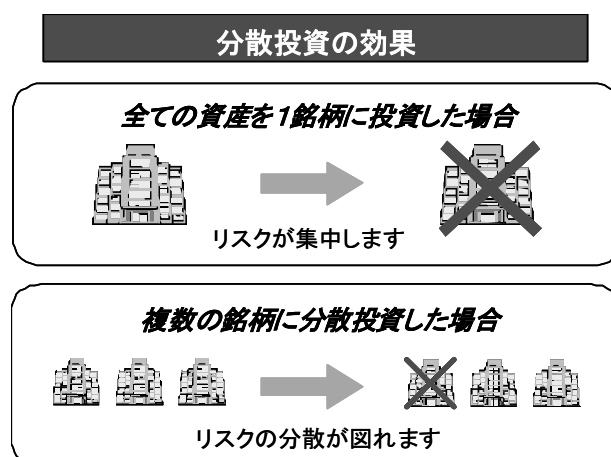
#### ＜マザーファンドのリスク管理方法＞

マザーファンドは、高格付け債と比べて信用リスクの高いハイイールド債を主要投資対象としていますが、以下の手法でその信用リスクの管理を行います。

##### 1. 分散投資

1 銘柄の債券に集中して投資すると、デフォルトが発生した場合、投資した資金は、大きく毀損してしまいます。

一方で、複数の銘柄に分散投資すれば、1 銘柄がデフォルトを起こした場合の損失は、1 銘柄の債券に投資した場合に比べ、限定的となります。



※上図はイメージ図です。

##### 2. 銘柄選択

格付け機関により同等の格付けを付与されているなど、同等の信用リスクを有すると市場にお

いて判断されている銘柄であっても、発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に高い銘柄への投資は、その信用リスクは発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に低い銘柄への投資と比べ、限定的となります。

ロード・アベット社は、綿密な企業調査に基づき、相対的に良質な資産と優良な経営陣を持ち、より安定性の高いと判断される銘柄を抽出することで、信用リスク等をコントロールすることを目指します。

### 3. モニタリング

債券の発行体の保有資産や経営陣の質等の、信用リスクに影響を与える要素は常に変化しているため、債券の価格もその変化を反映し、大きく変動する場合があります。

ロード・アベット社では、保有銘柄の信用リスク状況を常時モニタリングするとともに、信用リスクが増加したと判断された銘柄に対する重点的調査・分析等を実施することで、信用リスクをコントロールすることを目指します。

※上記のプロセスおよびリスク管理方法は、今後変更される場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）

c. 金銭債権（a.、b.およびd.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）およ

び新株予約権証券（両者および8.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前記15. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書および前記8. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から5. までの証券および前記8. の証券または証書のうち前記2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記9. の証券および前記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

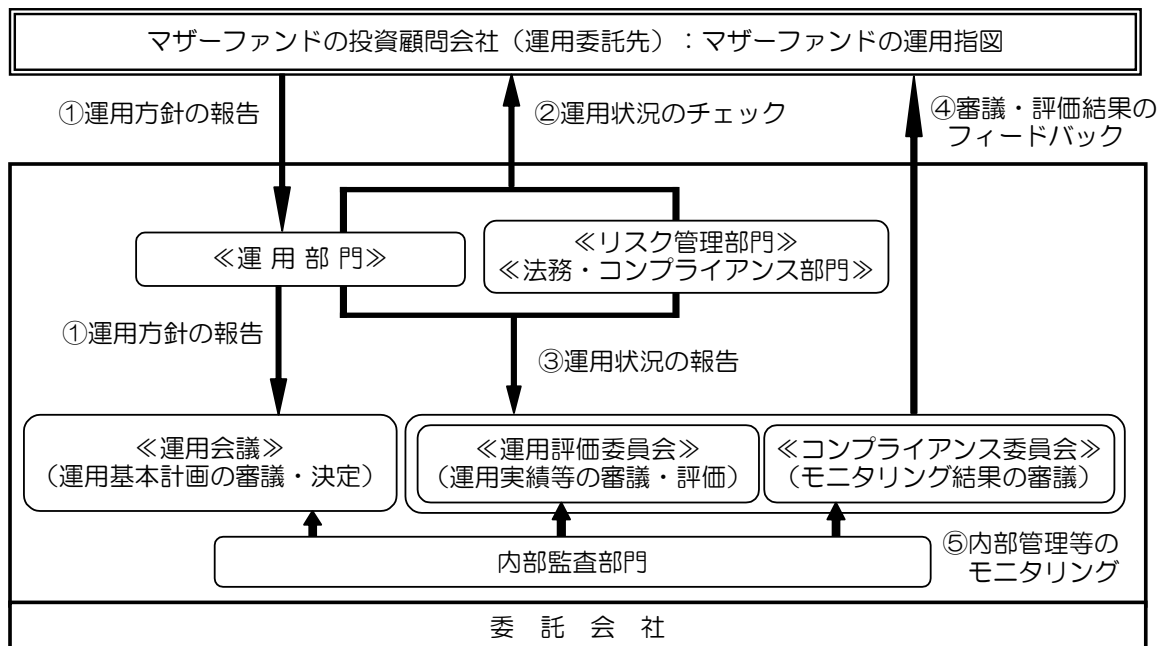
委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### ① 意思決定プロセス

委託会社は、L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用指図に関する権限をロード・アベット社（投資顧問会社）に委託しますが、ベビーファンドである各ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託会社がマザーファンドへの出資額の決定および出資比率の維持・管理を行います。なお、各ファンドのマザーファンドへの出資比率は、原則として高位を維持するものとします。



1. ロード・アベット社（マザーファンドの投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、マザーファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
2. 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
3. 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2. の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
4. 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成23年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

上記のほか、Aコースの為替ヘッジは、委託会社が為替予約取引等の指図を直接行います。為替ヘッジの方針は、信託約款の定めに従い、フルヘッジの状態を基本とします。

#### <ロード・アベット社（投資顧問会社）の運用体制>

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターン達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎の各運用チームが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。各運用チームのファンドマネージャーは、各チーム毎に所属する専属アナリスト（主にセクター毎に分担）と共に運用を行います。また、他の運用チームや社内アナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査を担当する専門の部署は設置しませんが、通常の業務プロセスの中で継続的に社内評価を行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※ なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

## ② 関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

## (4) 【分配方針】

### ① 収益分配方針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時（原則として毎月7日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ② 収益分配金の支払い

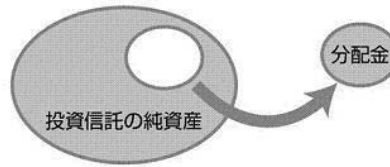
1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し、お支払いします。

## 【収益分配金に関する留意事項】

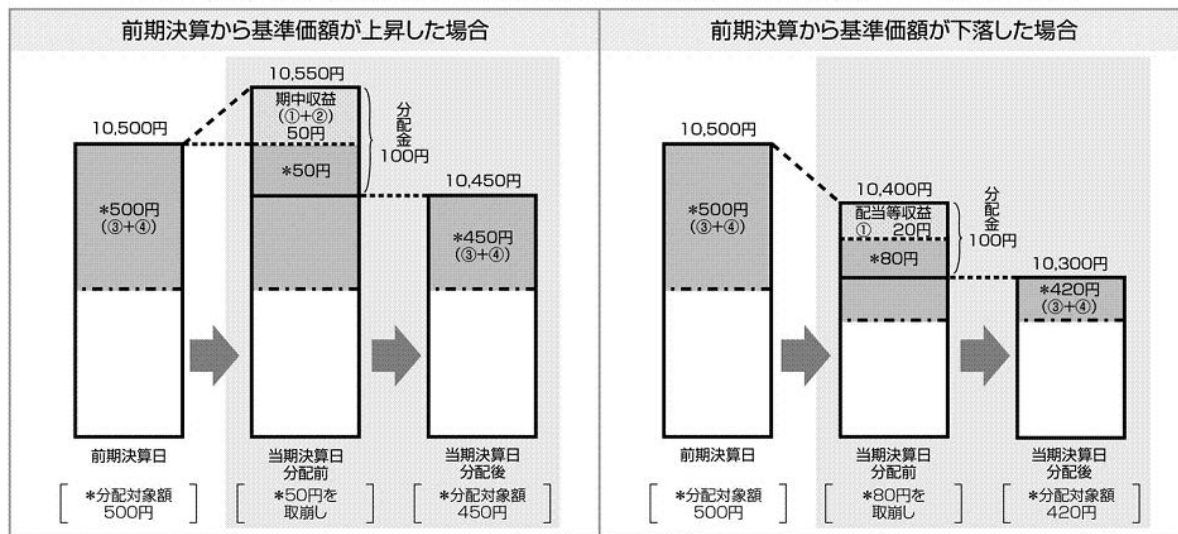
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



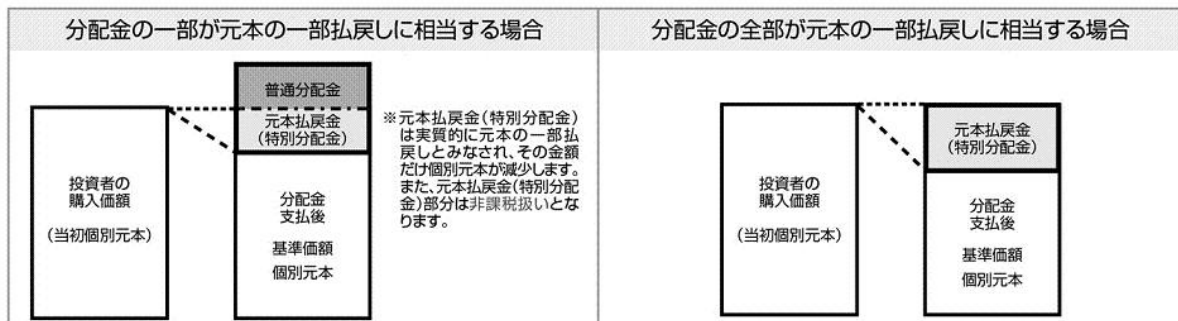
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※ 上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式等(約款第21条、第23条および第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合<sup>\*</sup>が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。

4. 前記3.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)(両者および前記(2)投資対象②有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用制限(2)、約款第32条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第33条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信

託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 有価証券先物取引等(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記

(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下このb.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑦ スワップ取引(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取

引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この4.において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3. 4.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
7. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の貸付(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 公社債の空売り(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪ 公社債の借入れ(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑫ 資金の借入れ(約款第40条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- ① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の米国ドル建てのハイイールド債に投資し、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ② 米国ドル建て債券への投資にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。
- ⑤ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### ① 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ② 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、各ファンドの基準価額が下がることもあります。

#### ③ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります（ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差で、この金利差分収益が減少または増加します。）。Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、

市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### ⑤ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### <その他>

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

#### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (2) リスク管理体制

運用指図に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

みずほ投信投資顧問においては、ロード・アベット社からのレポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、

必要に応じて関連部門へ指導を行います。

これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてロード・アベット社への注意・勧告などを行います。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成24年3月7日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号*
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.84% (税抜0.8%)	0.525% (税抜0.5%)	0.105% (税抜0.1%)
500億円以上の部分	0.63% (税抜0.6%)	0.735% (税抜0.7%)	0.105% (税抜0.1%)

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

③ マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は、マザーファンドに投資する各ファンドの委託会社が受ける信託報酬から支払期日毎に支弁するものとし、その報酬額は、各ファンド毎に信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

④ 受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	—	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	—	5%	20%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	—	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	—	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

## ② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ③ 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

※ 上記の内容は平成23年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】（平成23年12月30日現在）

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド)	日本	28,199,784,112	99.52
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	134,697,756	0.47
合計(純資産総額)		—	28,334,481,868	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド)	日本	152,387,315,446	99.76
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	351,464,416	0.23
合計(純資産総額)		—	152,738,779,862	100.00

(参考) LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	アメリカ	312,075,024	0.17
	新株予約権証券	アメリカ	76,774,418	0.04
	地方債証券	アルゼンチン	1,619,158,390	0.88
	社債券	日本	409,442,975	0.22
		アメリカ	143,262,333,121	78.71
		カナダ	7,133,210,944	3.91
		ルクセンブルグ	3,194,063,483	1.75
		ケイマン諸島	2,762,831,012	1.51
		オーストラリア	2,676,244,200	1.47
		イギリス	2,618,044,015	1.43
		アイルランド	2,041,504,181	1.12
		ブラジル	1,824,013,620	1.00
		オランダ	1,118,230,622	0.61
		スペイン	1,075,326,111	0.59
		バミューダ	823,254,939	0.45
		メキシコ	810,638,708	0.44
		ドイツ	689,398,320	0.37
		パナマ	663,385,544	0.36
		アルゼンチン	587,732,280	0.32
		エルサルバドル	553,168,687	0.30
アラブ首長国連邦	328,682,776	0.18		
新株予約権付社債券	アメリカ	501,823,846	0.27	
その他有価証券	アメリカ	7,072,007	0.00	
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,905,775,071	3.79
合計(純資産総額)		—	181,994,184,294	100.00

## (2) 【投資資産】(平成23年12月30日現在)

## ① 【投資有価証券の主要銘柄】

## みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	21,972,716,310	1.2679	27,859,207,010	1.2834	28,199,784,112	99.52

## みずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	118,737,194,520	1.2679	150,546,888,932	1.2834	152,387,315,446	99.76

## (参考) LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド(評価額上位30銘柄)

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率 (%)	償還 期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (※)	帳簿価額 金額 (※)	評価額 単価 (※)	評価額 金額 (※)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	OGX PETROLEO E GAS	社債券	ブラジル	8.500	2018年6月1日	米ドル	23,700,000.00	99.00	23,463,000.00	99.00	23,463,000.00	1,824,013,620	1.00
2	PINNACLE FOOD FI	社債券	アメリカ	10.625	2017年4月1日	米ドル	22,233,000.00	105.00	23,344,650.00	105.50	23,455,815.00	1,823,455,058	1.00
3	EL PASO CORP	社債券	アメリカ	7.750	2032年1月15日	米ドル	19,360,000.00	115.25	22,312,400.00	116.00	22,457,600.00	1,745,853,824	0.95
4	FORD MOTOR CRED	社債券	アメリカ	12.000	2015年5月15日	米ドル	17,380,000.00	123.01	21,379,138.00	123.13	21,401,193.22	1,663,728,760	0.91
5	INTELSAT BERMUDA	社債券	ルクセンブルグ	11.500	2017年2月4日	米ドル	18,019,805.00	94.81	17,085,814.75	96.50	17,389,111.82	1,351,829,552	0.74
6	LIBERTY MUTUAL VAR	社債券	アメリカ	10.750	2058年6月15日	米ドル	13,150,000.00	121.50	15,977,250.00	126.50	16,634,750.00	1,293,185,465	0.71
7	IFM US COLONIAL	社債券	アメリカ	6.450	2021年5月1日	米ドル	14,900,000.00	106.37	15,850,217.70	106.68	15,896,035.20	1,235,757,776	0.67
8	FIRST NIAGARA FIN	社債券	アメリカ	7.250	2021年12月15日	米ドル	15,400,000.00	100.00	15,400,000.00	102.39	15,769,030.20	1,225,884,407	0.67
9	LIONS GATE INC	社債券	アメリカ	10.250	2016年11月1日	米ドル	15,325,000.00	100.50	15,401,625.00	100.75	15,439,937.50	1,200,300,741	0.65
10	INTL LEASE FIN	社債券	アメリカ	8.750	2017年3月15日	米ドル	14,614,000.00	102.75	15,015,885.00	103.25	15,088,955.00	1,173,015,361	0.64
11	MOHEGAN GAMING	社債券	アメリカ	11.500	2017年11月1日	米ドル	16,350,000.00	93.50	15,287,250.00	92.25	15,082,875.00	1,172,542,702	0.64
12	AMC NETWORKS INC	社債券	アメリカ	7.750	2021年7月15日	米ドル	13,435,000.00	108.14	14,529,093.75	109.25	14,677,737.50	1,141,047,313	0.62
13	HCA INC	社債券	アメリカ	7.875	2020年2月15日	米ドル	13,515,000.00	107.00	14,461,050.00	108.50	14,663,775.00	1,139,961,868	0.62
14	UEG 2009-2B	社債券	アメリカ	12.000	2016年1月15日	米ドル	13,503,993.03	105.00	14,179,192.68	106.00	14,314,232.61	1,112,788,443	0.61
15	MAG ENERGY CORP	社債券	カナダ	6.500	2021年3月15日	米ドル	13,456,000.00	102.50	13,792,400.00	102.37	13,775,580.00	1,070,913,589	0.58
16	COLUMBUS MCKINN	社債券	アメリカ	7.875	2019年2月1日	米ドル	13,130,000.00	101.50	13,326,950.00	104.37	13,704,437.50	1,065,382,971	0.58
17	OASIS PETROLEUM	社債券	アメリカ	7.250	2019年2月1日	米ドル	13,125,000.00	103.50	13,584,375.00	103.50	13,584,375.00	1,056,049,312	0.58
18	PETCO ANIMAL SUP	社債券	アメリカ	9.250	2018年12月1日	米ドル	12,400,000.00	107.00	13,268,000.00	107.75	13,361,000.00	1,038,684,140	0.57
19	MIDWEST GMNG BOR	社債券	アメリカ	11.625	2016年4月15日	米ドル	12,258,000.00	108.50	13,299,930.00	108.50	13,299,930.00	1,033,936,558	0.56
20	PACIFIC RUBIALES	社債券	カナダ	7.250	2021年12月12日	米ドル	13,125,000.00	100.47	13,186,875.00	100.50	13,190,625.00	1,025,439,187	0.56
21	FLORIDA EAST RR	社債券	アメリカ	8.125	2017年2月1日	米ドル	13,225,000.00	100.50	13,291,125.00	99.00	13,092,750.00	1,017,830,385	0.55
22	CALPINE CORP	社債券	アメリカ	7.500	2021年2月15日	米ドル	12,000,000.00	105.37	12,645,000.00	107.50	12,900,000.00	1,002,846,000	0.55
23	QUADRA FNX MINING	社債券	カナダ	7.750	2019年6月15日	米ドル	11,250,000.00	98.71	11,105,456.61	113.75	12,796,875.00	994,829,062	0.54
24	MU FINANCE PLC	社債券	イギリス	8.375	2017年2月1日	米ドル	12,050,000.00	105.50	12,712,750.00	105.75	12,742,875.00	990,631,102	0.54
25	MIRABELA NICKEL	社債券	オーストラリア	8.750	2018年4月15日	米ドル	14,150,000.00	89.50	12,664,250.00	90.00	12,735,000.00	990,018,900	0.54
26	SPRINT NEXTEL CORP	社債券	アメリカ	9.000	2018年11月15日	米ドル	11,675,000.00	104.00	12,142,000.00	105.00	12,258,750.00	952,995,225	0.52
27	MDC PARTNERS INC	社債券	カナダ	11.000	2016年11月1日	米ドル	11,315,000.00	107.12	12,121,193.75	107.50	12,163,625.00	945,600,207	0.51
28	HUNTSMAN INT LLC	社債券	アメリカ	8.625	2020年3月15日	米ドル	11,200,000.00	103.50	11,592,000.00	106.50	11,928,000.00	927,282,720	0.50
29	GRIFOLS INC	社債券	アメリカ	8.250	2018年2月1日	米ドル	11,269,000.00	104.50	11,776,105.00	105.62	11,902,881.25	925,329,988	0.50
30	DPL INC	社債券	アメリカ	7.250	2021年10月15日	米ドル	10,970,000.00	107.25	11,765,325.00	107.50	11,792,750.00	916,768,385	0.50

(注) ※米ドル表示

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率  
みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.52
合 計		99.52

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.76
合 計		99.76

(参考) LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	社債券	—	0.22
外国	株式	自動車・自動車部品	0.17
	新株予約権証券	—	0.04
	地方債証券	—	0.88
	社債券	—	94.59
	新株予約権付社債券	—	0.27
	その他有価証券	—	0.00
合 計			96.20

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

平成23年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1 特定期間	平成16年12月7日	2,538	2,548	1.0528	1.0568
第2 特定期間	平成17年6月7日	4,257	4,272	1.0180	1.0215
第3 特定期間	平成17年12月7日	3,668	3,681	0.9954	0.9989
第4 特定期間	平成18年6月7日	3,571	3,582	0.9842	0.9872
第5 特定期間	平成18年12月7日	3,163	3,171	0.9979	1.0004
第6 特定期間	平成19年6月7日	3,077	3,084	1.0080	1.0105
第7 特定期間	平成19年12月7日	2,512	2,519	0.9442	0.9467
第8 特定期間	平成20年6月9日	2,373	2,380	0.9217	0.9242
第9 特定期間	平成20年12月8日	1,154	1,158	0.6287	0.6312
第10 特定期間	平成21年6月8日	1,708	1,721	0.7963	0.8023
第11 特定期間	平成21年12月7日	2,784	2,815	0.8927	0.9027
第12 特定期間	平成22年6月7日	4,703	4,757	0.8754	0.8854
第13 特定期間	平成22年12月7日	18,699	18,909	0.8869	0.8969
第14 特定期間	平成23年6月7日	33,317	33,697	0.8771	0.8871
第15 特定期間	平成23年12月7日	28,516	28,839	0.7951	0.8041
	平成22年12月末日	20,730	—	0.8931	—
	平成23年1月末日	22,151	—	0.9008	—
	平成23年2月末日	23,978	—	0.9006	—
	平成23年3月末日	25,475	—	0.8936	—
	平成23年4月末日	30,201	—	0.8954	—
	平成23年5月末日	33,031	—	0.8892	—
	平成23年6月末日	34,883	—	0.8669	—
	平成23年7月末日	35,752	—	0.8705	—
	平成23年8月末日	32,849	—	0.8182	—
	平成23年9月末日	30,862	—	0.7921	—
	平成23年10月末日	30,475	—	0.8204	—
	平成23年11月末日	28,515	—	0.7917	—
	平成23年12月30日	28,334	—	0.8029	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。（以下同じ。）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1 特定期間	平成16年12月7日	18,918	19,031	1.0050	1.0110
第2 特定期間	平成17年6月7日	46,989	47,269	1.0062	1.0122
第3 特定期間	平成17年12月7日	62,599	62,935	1.1157	1.1217
第4 特定期間	平成18年6月7日	62,503	62,862	1.0432	1.0492
第5 特定期間	平成18年12月7日	65,963	66,328	1.0853	1.0913
第6 特定期間	平成19年6月7日	66,613	66,958	1.1589	1.1649
第7 特定期間	平成19年12月7日	53,068	53,385	1.0039	1.0099
第8 特定期間	平成20年6月9日	46,863	47,170	0.9143	0.9203
第9 特定期間	平成20年12月8日	26,782	27,080	0.5394	0.5454
第10 特定期間	平成21年6月8日	35,778	36,077	0.7193	0.7253
第11 特定期間	平成21年12月7日	42,779	43,362	0.7333	0.7433
第12 特定期間	平成22年6月7日	86,679	87,888	0.7171	0.7271
第13 特定期間	平成22年12月7日	148,649	150,942	0.6483	0.6583
第14 特定期間	平成23年6月7日	202,744	205,559	0.6123	0.6208
第15 特定期間	平成23年12月7日	155,527	157,427	0.5321	0.5386
	平成22年12月末日	161,305	—	0.6443	—
	平成23年1月末日	177,254	—	0.6528	—
	平成23年2月末日	185,469	—	0.6466	—
	平成23年3月末日	195,186	—	0.6500	—
	平成23年4月末日	200,682	—	0.6421	—
	平成23年5月末日	206,027	—	0.6271	—
	平成23年6月末日	205,750	—	0.6088	—
	平成23年7月末日	201,397	—	0.5886	—
	平成23年8月末日	182,165	—	0.5436	—
	平成23年9月末日	170,713	—	0.5240	—
	平成23年10月末日	170,830	—	0.5501	—
	平成23年11月末日	157,044	—	0.5332	—
	平成23年12月30日	152,738	—	0.5381	—

② 【分配の推移】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1 特定期間	0.0110
第2 特定期間	0.0235
第3 特定期間	0.0210
第4 特定期間	0.0195
第5 特定期間	0.0165
第6 特定期間	0.0150
第7 特定期間	0.0150
第8 特定期間	0.0150
第9 特定期間	0.0150
第10 特定期間	0.0320
第11 特定期間	0.0440
第12 特定期間	0.0600
第13 特定期間	0.0600
第14 特定期間	0.0600
第15 特定期間	0.0570

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1 特定期間	0.0170
第2 特定期間	0.0360
第3 特定期間	0.0360
第4 特定期間	0.0360
第5 特定期間	0.0360
第6 特定期間	0.0360
第7 特定期間	0.0360
第8 特定期間	0.0360
第9 特定期間	0.0360
第10 特定期間	0.0360
第11 特定期間	0.0440
第12 特定期間	0.0600
第13 特定期間	0.0600
第14 特定期間	0.0555
第15 特定期間	0.0450

③ 【収益率の推移】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	収益率 (%)
第1 特定期間	6.38
第2 特定期間	△1.07
第3 特定期間	△0.16
第4 特定期間	0.83
第5 特定期間	3.07
第6 特定期間	2.52
第7 特定期間	△4.84
第8 特定期間	△0.79
第9 特定期間	△30.16
第10 特定期間	31.75
第11 特定期間	17.63
第12 特定期間	4.78
第13 特定期間	8.17
第14 特定期間	5.66
第15 特定期間	△2.85

(注1) 収益率は期間騰落率。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位四捨五入。(以下同じ。)

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。(以下同じ。)

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	収益率 (%)
第1 特定期間	2.20
第2 特定期間	3.70
第3 特定期間	14.46
第4 特定期間	△3.27
第5 特定期間	7.49
第6 特定期間	10.10
第7 特定期間	△10.27
第8 特定期間	△5.34
第9 特定期間	△37.07
第10 特定期間	40.03
第11 特定期間	8.06
第12 特定期間	5.97
第13 特定期間	△1.23
第14 特定期間	3.01
第15 特定期間	△5.75

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

## みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1 特定期間	2,473,233,663	61,698,618	2,411,535,045
第2 特定期間	2,021,846,280	250,832,330	4,182,548,995
第3 特定期間	643,167,634	1,140,295,058	3,685,421,571
第4 特定期間	751,760,002	808,677,630	3,628,503,943
第5 特定期間	203,160,496	661,695,024	3,169,969,415
第6 特定期間	662,728,404	779,694,170	3,053,003,649
第7 特定期間	107,434,584	499,506,516	2,660,931,717
第8 特定期間	14,150,848	99,721,658	2,575,360,907
第9 特定期間	10,244,249	749,592,801	1,836,012,355
第10 特定期間	534,631,535	225,435,393	2,145,208,497
第11 特定期間	1,326,897,653	352,597,376	3,119,508,774
第12 特定期間	3,213,913,257	960,112,838	5,373,309,193
第13 特定期間	17,320,002,475	1,608,931,469	21,084,380,199
第14 特定期間	23,999,145,967	7,096,989,398	37,986,536,768
第15 特定期間	11,351,511,011	13,471,712,205	35,866,335,574

（注）第1 特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。（以下同じ。）

## みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1 特定期間	18,925,559,645	101,133,995	18,824,425,650
第2 特定期間	28,261,307,260	385,045,779	46,700,687,131
第3 特定期間	16,292,426,062	6,886,553,942	56,106,559,251
第4 特定期間	10,604,247,220	6,798,169,638	59,912,636,833
第5 特定期間	8,108,700,219	7,244,614,248	60,776,722,804
第6 特定期間	4,630,539,262	7,928,022,280	57,479,239,786
第7 特定期間	2,358,486,071	6,977,781,620	52,859,944,237
第8 特定期間	2,468,038,157	4,073,719,367	51,254,263,027
第9 特定期間	1,813,909,982	3,415,783,030	49,652,389,979
第10 特定期間	2,305,270,375	2,215,831,067	49,741,829,287
第11 特定期間	10,571,787,702	1,978,260,702	58,335,356,287
第12 特定期間	67,458,391,005	4,911,755,203	120,881,992,089
第13 特定期間	115,593,615,989	7,174,778,463	229,300,829,615
第14 特定期間	138,544,326,477	36,744,784,896	331,100,371,196
第15 特定期間	40,459,027,593	79,247,456,299	292,311,942,490

**Aコース**

(2011年12月30日現在)

**基準価額・純資産の推移**

(1万口当たり)



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬除後の値です。(以下同じ。)  
 ※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

**分配の推移**

(1万口当たり、税引前)

2011年12月	90円
2011年11月	90円
2011年10月	90円
2011年9月	100円
2011年8月	100円
直近1年間累計	1,170円
設定来累計	4,645円

設定来：2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っていません。

**主要な資産の状況**

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

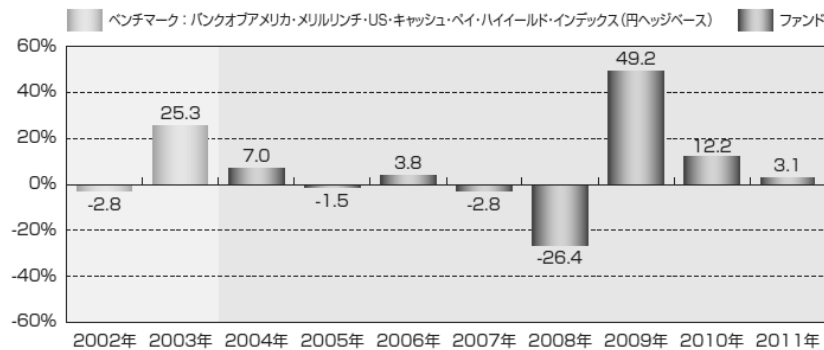
〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	95.3
	国内	0.2
株式	外国	0.2
新株予約権証券	外国	0.0
その他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		4.3
合計		100.0

〈組入上位10銘柄〉 組入銘柄数348銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	OGXベトリオ ガス パルチシパニス	社債券	ブラジル	米ドル	8.500	2018年 6月 1日	1.0
2	ピナクル フーズ ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	10.625	2017年 4月 1日	1.0
3	エル パソ	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2032年 1月15日	1.0
4	フォード モーター クレジット	社債券	アメリカ	米ドル	12.000	2015年 5月15日	0.9
5	インテルサット	社債券	ルゼンブルグ	米ドル	11.500	2017年 2月 4日	0.7
6	リバティー ミューチュアル グループ	社債券	アメリカ	米ドル	10.750	2058年 6月15日	0.7
7	IFM US コロニアル	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2021年 5月 1日	0.7
8	ファーストナイアガラ ファイナンシャル	社債券	アメリカ	米ドル	7.250	2021年12月15日	0.7
9	ライオンズ ゲート	社債券	アメリカ	米ドル	10.250	2016年11月 1日	0.7
10	インターナショナルリース ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	8.750	2017年 3月15日	0.6

**年間収益率の推移(暦年ベース)**



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。  
 ※2003年以前はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。  
 ※2004年は設定日(6月30日)から年末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。  
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## Bコース

(2011年12月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)

基準価額	5,381円	純資産総額	1,527.39億円
------	--------	-------	------------



※基準価額および基準価額 (分配金再投資ベース) は、信託報酬除後の値です。(以下同じ。)

※基準価額 (分配金再投資ベース) は、分配金 (税引前) を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年12月	65円
2011年11月	65円
2011年10月	65円
2011年9月	85円
2011年8月	85円
直近1年間累計	1,005円
設定来累計	6,055円

設定来：2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

### 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示 (小数点第二位四捨五入) しています。

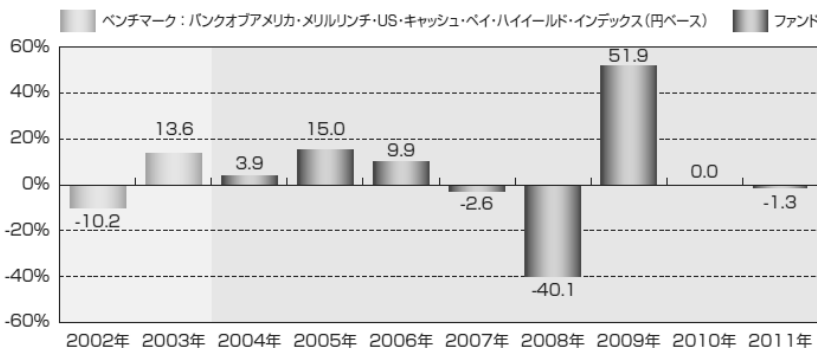
#### 〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	95.5
	国内	0.2
株式	外国	0.2
新株予約権証券	外国	0.0
その他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		4.0
合計		100.0

#### 〈組入上位10銘柄〉 組入銘柄数348銘柄

順位	銘柄名	種類 (種別)	国/地域	通貨	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
1	OGXベトロリオ ガス パルチシバノイス	社債券	ブラジル	米ドル	8.500	2018年 6月 1日	1.0
2	ピナクル フーズ ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	10.625	2017年 4月 1日	1.0
3	エル パソ	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2032年 1月15日	1.0
4	フォード モーター クレジット	社債券	アメリカ	米ドル	12.000	2015年 5月15日	0.9
5	インテルサット	社債券	ルクセンブルグ	米ドル	11.500	2017年 2月 4日	0.7
6	リパティアー ミューチュアル グループ	社債券	アメリカ	米ドル	10.750	2058年 6月15日	0.7
7	IFM US コロニアル	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2021年 5月 1日	0.7
8	ファースト ナイアガラ ファイナンシャル	社債券	アメリカ	米ドル	7.250	2021年12月15日	0.7
9	ライオンズ ゲート	社債券	アメリカ	米ドル	10.250	2016年11月 1日	0.7
10	インターナショナル リース ファイナンス	社債券	アメリカ	米ドル	8.750	2017年 3月15日	0.6

### 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、基準価額 (分配金再投資ベース) をもとに計算したものです。

※2003年以前はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。

※2004年は設定日 (6月30日) から年末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号*
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。

※ スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。

※ スイッチング前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。

※ スイッチングの際には、申込手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。

- (9) 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (10) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

## 2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額\*として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組み入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、各ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買

取ることにより換金する方法)による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公社債等：計算日※における以下のいずれかの価額

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、それぞれ「ハイ債A」「ハイ債B」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

平成16年6月30日から無期限とします。

#### (4) 【計算期間】

毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年6月30日から平成16年8月7日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
  - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
  - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を

述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

##### (3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 各ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 各ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書


平成24年1月20日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

市瀬 俊司 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

福村 寛 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)の平成23年6月8日から平成23年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)の平成23年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 【財務諸表】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	前期 (平成23年6月7日現在)	当期 (平成23年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	717,116,193	864,587,866
親投資信託受益証券	32,593,958,750	28,434,523,905
派生商品評価勘定	524,580,400	235,000
未収入金	—	531,000
未収利息	1,571	1,894
流動資産合計	33,835,656,914	29,299,879,665
資産合計	33,835,656,914	29,299,879,665
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	238,739,000
未払金	—	4,723,900
未払収益分配金	379,865,367	322,797,020
未払解約金	100,726,351	181,697,525
未払受託者報酬	2,673,278	2,497,450
未払委託者報酬	34,752,596	32,466,822
その他未払費用	133,653	124,861
流動負債合計	518,151,245	783,046,578
負債合計	518,151,245	783,046,578
純資産の部		
元本等		
元本	37,986,536,768	35,866,335,574
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△4,669,031,099	△7,349,502,487
元本等合計	33,317,505,669	28,516,833,087
純資産合計	33,317,505,669	28,516,833,087
負債純資産合計	33,835,656,914	29,299,879,665

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
営業収益		
受取利息	245,372	182,444
有価証券売買等損益	629,079,122	△1,939,434,845
為替差損益	840,420,260	1,066,475,000
営業収益合計	1,469,744,754	△872,777,401
営業費用		
受託者報酬	13,099,532	16,967,128
委託者報酬	170,293,894	220,572,517
その他費用	654,915	848,290
営業費用合計	184,048,341	238,387,935
営業利益又は営業損失(△)	1,285,696,413	△1,111,165,336
経常利益又は経常損失(△)	1,285,696,413	△1,111,165,336
当期純利益又は当期純損失(△)	1,285,696,413	△1,111,165,336
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,443,019	△6,996,947
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△2,385,372,522	△4,669,031,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	776,696,695	2,369,958,780
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	776,696,695	2,369,958,780
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,570,338,905	1,726,729,185
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	2,570,338,905	1,726,729,185
分配金	1,772,269,761	2,219,532,594
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△4,669,031,099	△7,349,502,487

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券  同左
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引  原則として時価で評価しております。	為替予約取引  同左
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は特定期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益  約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益  同左
5 追加情報	_____	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日) を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	前期 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	当期 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		37,986,536,768 口	35,866,335,574 口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を 4,669,031,099 円下回っております。	純資産額は元本を 7,349,502,487 円下回っております。
3 期末 1 口当たりの純資産の額 (期末 1 万口当たりの純資産の額)		0.8771 円 (8,771 円)	0.7951 円 (7,951 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
(単位:円)	(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
第 78 期計算期間 (平成 22 年 12 月 8 日から平成 23 年 1 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (119, 521, 176 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (3, 104, 508, 478 円)、分配準備積立金 (304, 835, 019 円) より、分配対象収益は 3, 528, 864, 673 円 (1 万口当たり 1, 484 円) であり、うち 237, 730, 887 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 84 期計算期間 (平成 23 年 6 月 8 日から平成 23 年 7 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (187, 620, 607 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4, 689, 684, 589 円)、分配準備積立金 (609, 045, 414 円) より、分配対象収益は 5, 486, 350, 610 円 (1 万口当たり 1, 356 円) であり、うち 404, 343, 154 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
第 79 期計算期間 (平成 23 年 1 月 8 日から平成 23 年 2 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (131, 222, 331 円)、有価証券売買等損益 (157, 708, 634 円)、収益調整金 (3, 196, 381, 828 円)、分配準備積立金 (296, 754, 738 円) より、分配対象収益は 3, 782, 067, 531 円 (1 万口当たり 1, 502 円) であり、うち 251, 723, 945 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 85 期計算期間 (平成 23 年 7 月 8 日から平成 23 年 8 月 8 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (202, 166, 676 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4, 607, 553, 891 円)、分配準備積立金 (579, 056, 065 円) より、分配対象収益は 5, 388, 776, 632 円 (1 万口当たり 1, 308 円) であり、うち 411, 690, 880 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
第 80 期計算期間 (平成 23 年 2 月 8 日から平成 23 年 3 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (129, 738, 348 円)、有価証券売買等損益 (107, 409, 104 円)、収益調整金 (3, 397, 452, 192 円)、分配準備積立金 (436, 068, 274 円) より、分配対象収益は 4, 070, 667, 918 円 (1 万口当たり 1, 493 円) であり、うち 272, 500, 741 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 86 期計算期間 (平成 23 年 8 月 9 日から平成 23 年 9 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (190, 128, 662 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4, 304, 561, 910 円)、分配準備積立金 (549, 286, 109 円) より、分配対象収益は 5, 043, 976, 681 円 (1 万口当たり 1, 258 円) であり、うち 400, 906, 106 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
第 81 期計算期間 (平成 23 年 3 月 8 日から平成 23 年 4 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (140, 901, 272 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (3, 546, 593, 815 円)、分配準備積立金 (506, 483, 765 円) より、分配対象収益は 4, 193, 978, 852 円 (1 万口当たり 1, 448 円) であり、うち 289, 485, 629 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 87 期計算期間 (平成 23 年 9 月 8 日から平成 23 年 10 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (175, 264, 561 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (3, 963, 040, 962 円)、分配準備積立金 (524, 368, 400 円) より、分配対象収益は 4, 662, 673, 923 円 (1 万口当たり 1, 204 円) であり、うち 348, 317, 629 円 (1 万口当たり 90 円) を分配金額としております。
第 82 期計算期間 (平成 23 年 4 月 8 日から平成 23 年 5 月 9 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (183, 751, 097 円)、有価証券売買等損益 (156, 681, 760 円)、収益調整金 (4, 132, 264, 401 円)、分配準備積立金 (491, 270, 632 円) より、分配対象収益は 4, 963, 967, 890 円 (1 万口当たり 1, 455 円) であり、うち 340, 963, 192 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 88 期計算期間 (平成 23 年 10 月 8 日から平成 23 年 11 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (201, 651, 029 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (3, 621, 564, 207 円)、分配準備積立金 (488, 436, 986 円) より、分配対象収益は 4, 311, 652, 222 円 (1 万口当たり 1, 170 円) であり、うち 331, 477, 805 円 (1 万口当たり 90 円) を分配金額としております。
第 83 期計算期間 (平成 23 年 5 月 10 日から平成 23 年 6 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (169, 692, 113 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4, 537, 608, 300 円)、分配準備積立金 (632, 408, 206 円) より、分配対象収益は 5, 339, 708, 619 円 (1 万口当たり 1, 405 円) であり、うち 379, 865, 367 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 89 期計算期間 (平成 23 年 11 月 8 日から平成 23 年 12 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (168, 732, 025 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (3, 415, 501, 557 円)、分配準備積立金 (466, 405, 389 円) より、分配対象収益は 4, 050, 638, 971 円 (1 万口当たり 1, 129 円) であり、うち 322, 797, 020 円 (1 万口当たり 90 円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは金融商品の為替変動リスクの低減を目的として為替予約取引を行っております。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる</p>	同左

項目	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	当期 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券  原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2) デリバティブ取引 為替予約取引  デリバティブ取引に関する注記に記載しております  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券  同左  (2) デリバティブ取引 為替予約取引  同左  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  同左

(有価証券に関する注記)

### ① 売買目的有価証券

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△258, 200, 228
合計	△258, 200, 228

当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△298, 272, 080
合計	△298, 272, 080

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

種 類	前期 (平成 23 年 6 月 7 日 現在)		
	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)
		う ち 1 年 超	
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建			
米・ドル	32,813,130,400	—	32,288,550,000
小 計	32,813,130,400	—	32,288,550,000
合 計	32,813,130,400	—	32,288,550,000
			評価損益 (円)
			524,580,400
			524,580,400
			524,580,400

当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

種 類	当期 (平成 23 年 12 月 7 日 現在)		
	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)
		う ち 1 年 超	
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建			
米・ドル	28,026,096,000	—	28,264,600,000
小 計	28,026,096,000	—	28,264,600,000
合 計	28,026,096,000	—	28,264,600,000
			評価損益 (円)
			△238,504,000
			△238,504,000
			△238,504,000

(注) 時価の算定方法

- (1) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項 目	期別	前期 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	当期 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 期首元本額		21,084,380,199 円	37,986,536,768 円
期中追加設定元本額		23,999,145,967 円	11,351,511,011 円
期中一部解約元本額		7,096,989,398 円	13,471,712,205 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほUSハイイールドオープンAコース (為替ヘッジあり)

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	22,426,472,045	28,434,523,905	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	22,426,472,045 1 99.7%	28,434,523,905 100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			28,434,523,905	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年1月20日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

市瀬 俊司 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

福村 寛 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)の平成23年6月8日から平成23年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)の平成23年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	前期 (平成23年6月7日現在)	当期 (平成23年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,285,284,588	3,574,610,221
親投資信託受益証券	202,011,810,967	154,711,479,215
未収利息	9,392	7,834
流動資産合計	206,297,104,947	158,286,097,270
資産合計	206,297,104,947	158,286,097,270
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,814,353,155	1,900,027,626
未払解約金	498,531,693	666,602,801
未払受託者報酬	17,041,055	13,694,438
未払委託者報酬	221,533,717	178,027,661
その他未払費用	852,043	684,710
流動負債合計	3,552,311,663	2,759,037,236
負債合計	3,552,311,663	2,759,037,236
純資産の部		
元本等		
元本	331,100,371,196	292,311,942,490
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△128,355,577,912	△136,784,882,456
元本等合計	202,744,793,284	155,527,060,034
純資産合計	202,744,793,284	155,527,060,034
負債純資産合計	206,297,104,947	158,286,097,270

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
営業収益		
受取利息	757,867	609,152
有価証券売買等損益	5,811,283,571	△11,350,331,752
営業収益合計	5,812,041,438	△11,349,722,600
営業費用		
受託者報酬	96,719,413	95,818,812
委託者報酬	1,257,352,266	1,245,644,477
その他費用	4,835,913	4,790,880
営業費用合計	1,358,907,592	1,346,254,169
営業利益又は営業損失(△)	4,453,133,846	△12,695,976,769
経常利益又は経常損失(△)	4,453,133,846	△12,695,976,769
当期純利益又は当期純損失(△)	4,453,133,846	△12,695,976,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△104,646,832	△234,994,934
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△80,651,772,338	△128,355,577,912
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,983,742,153	35,370,287,838
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	12,983,742,153	35,370,287,838
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,931,877,169	16,713,654,749
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	48,931,877,169	16,713,654,749
分配金	16,313,451,236	14,624,955,798
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△128,355,577,912	△136,784,882,456

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自平成22年12月8日 至平成23年6月7日)	当期 (自平成23年6月8日 至平成23年12月7日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券  同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益  同左
3 追加情報	_____	当特定期間の期首以後に行われる会計 上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上 の変更及び誤謬の訂正に関する会計基 準」(企業会計基準第24号平成21年12 月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第24号平成21年12月 4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期 (平成23年6月7日現在)	当期 (平成23年12月7日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		331,100,371,196 口	292,311,942,490 口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を128,355,577,912 円下回っております。	純資産額は元本を136,784,882,456 円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.6123 円 (6,123 円)	0.5321 円 (5,321 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
(単位:円)	(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
第 78 期計算期間 (平成 22 年 12 月 8 日から平成 23 年 1 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (983,518,195 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,427,464,568 円)、分配準備積立金 (1,696,350,516 円) より、分配対象収益は 31,107,333,279 円 (1 万口当たり 1,219 円) であり、うち 2,551,299,829 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 84 期計算期間 (平成 23 年 6 月 8 日から平成 23 年 7 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,168,622,943 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (27,382,443,676 円)、分配準備積立金 (1,565,781,192 円) より、分配対象収益は 30,116,847,811 円 (1 万口当たり 888 円) であり、うち 2,881,376,741 円 (1 万口当たり 85 円) を分配金額としております。
第 79 期計算期間 (平成 23 年 1 月 8 日から平成 23 年 2 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (915,858,156 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (29,350,925,801 円)、分配準備積立金 (1,696,728,283 円) より、分配対象収益は 31,963,512,240 円 (1 万口当たり 1,154 円) であり、うち 2,767,908,946 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 85 期計算期間 (平成 23 年 7 月 8 日から平成 23 年 8 月 8 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,154,971,607 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (26,013,414,486 円)、分配準備積立金 (1,545,067,862 円) より、分配対象収益は 28,713,453,955 円 (1 万口当たり 838 円) であり、うち 2,910,758,700 円 (1 万口当たり 85 円) を分配金額としております。
第 80 期計算期間 (平成 23 年 2 月 8 日から平成 23 年 3 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,032,969,299 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (29,275,412,690 円)、分配準備積立金 (1,666,687,538 円) より、分配対象収益は 31,975,069,527 円 (1 万口当たり 1,091 円) であり、うち 2,928,120,875 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	第 86 期計算期間 (平成 23 年 8 月 9 日から平成 23 年 9 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,053,066,074 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (23,667,334,738 円)、分配準備積立金 (1,521,514,020 円) より、分配対象収益は 26,241,914,832 円 (1 万口当たり 785 円) であり、うち 2,838,666,088 円 (1 万口当たり 85 円) を分配金額としております。
第 81 期計算期間 (平成 23 年 3 月 8 日から平成 23 年 4 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,276,829,510 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,425,020,001 円)、分配準備積立金 (1,636,803,531 円) より、分配対象収益は 31,338,653,042 円 (1 万口当たり 1,036 円) であり、うち 2,570,717,721 円 (1 万口当たり 85 円) を分配金額としております。	第 87 期計算期間 (平成 23 年 9 月 8 日から平成 23 年 10 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (975,069,035 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (21,255,596,872 円)、分配準備積立金 (1,492,510,926 円) より、分配対象収益は 23,723,176,833 円 (1 万口当たり 731 円) であり、うち 2,108,121,869 円 (1 万口当たり 65 円) を分配金額としております。
第 82 期計算期間 (平成 23 年 4 月 8 日から平成 23 年 5 月 9 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,092,733,033 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,479,957,097 円)、分配準備積立金 (1,598,880,973 円) より、分配対象収益は 31,171,571,103 円 (1 万口当たり 988 円) であり、うち 2,681,050,710 円 (1 万口当たり 85 円) を分配金額としております。	第 88 期計算期間 (平成 23 年 10 月 8 日から平成 23 年 11 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,116,390,854 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (18,965,016,106 円)、分配準備積立金 (1,405,868,205 円) より、分配対象収益は 21,487,275,165 円 (1 万口当たり 703 円) であり、うち 1,986,004,774 円 (1 万口当たり 65 円) を分配金額としております。
第 83 期計算期間 (平成 23 年 5 月 10 日から平成 23 年 6 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (1,066,211,710 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,382,876,223 円)、分配準備積立金 (1,588,537,703 円) より、分配対象収益は 31,037,625,636 円 (1 万口当たり 937 円) であり、う	第 89 期計算期間 (平成 23 年 11 月 8 日から平成 23 年 12 月 7 日) 末に、費用控除後の配当等収益 (917,902,900 円)、有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (17,302,829,631 円)、分配準備積立金 (1,370,037,651 円) より、分配対象収益は 19,590,770,182 円 (1 万口当たり 670 円) であり、うち 1,900,027,626 円 (1 万口当たり 65 円) を分配金額としております。

ち 2,814,353,155 円（1 万口当たり 85 円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 （自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日）	当期 （自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。  ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。  ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。  ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額	同左

項目	前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
	等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	当期 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券  原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券  同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  同左

(有価証券に関する注記)

### ① 売買目的有価証券

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,507,306,537
合計	△1,507,306,537

当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,622,890,350
合計	△1,622,890,350

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)	当期 (自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項 目	期別	前期 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	当期 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 期首元本額		229,300,829,615 円	331,100,371,196 円
期中追加設定元本額		138,544,326,477 円	40,459,027,593 円
期中一部解約元本額		36,744,784,896 円	79,247,456,299 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほUSハイイールドオープンBコース (為替ヘッジなし)

(平成 23 年 12 月 7 日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	L A 米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	122,021,830,756	154,711,479,215	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	122,021,830,756 1 99.5%	154,711,479,215 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				154,711,479,215	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成 23 年 12 月 7 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	3,257,792,523
コール・ローン	255,465,081
株式	338,350,046
新株予約権証券	84,609,471
地方債証券	1,596,859,510
社債券	175,779,906,297
その他有価証券	7,067,459
未収入金	1,030,677,301
未収利息	3,226,975,362
前払費用	257,811,225
流動資産合計	185,835,514,275
資産合計	185,835,514,275
負債の部	
流動負債	
未払金	1,286,148,919
流動負債合計	1,286,148,919
負債合計	1,286,148,919
純資産の部	
元本等	
元本	145,559,827,941
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	38,989,537,415
元本等合計	184,549,365,356
純資産合計	184,549,365,356
負債純資産合計	185,835,514,275

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・新株予約権証券・地方債証券・社債券・その他有価証券  原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金  受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益及び為替差損益  約定日基準で計上しております。
4 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	(平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		145,559,827,941 口
2 期末 1 口当たりの純資産の額 (期末 1 万口当たりの純資産の額)		1.2679 円 (12,679 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。

項目	(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	(平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>株式、新株予約権証券、地方債証券、社債券、その他有価証券</p> <p>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>②わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	△90,140,296
新株予約権証券	△44,196,782
地方債証券	△149,227,318
社債券	△7,076,078,503
その他有価証券	△22,843,191
合計	△7,382,486,090

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	期別	(平成 23 年 12 月 7 日現在)
1 親投資信託の期首における元本額		176,527,126,309 円 (平成 23 年 6 月 8 日)
期中追加設定元本額		8,334,792,849 円
期中一部解約元本額		39,302,091,217 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		145,559,827,941 円
みずほUSハイイールドオープンAコース (為替ヘッジあり)		22,426,472,045 円
みずほUSハイイールドオープンBコース (為替ヘッジなし)		122,021,830,756 円
みずほUSハイイールドファンド<DC年金>		165,351,072 円
MHAM USハイイールドファンド (毎月決算型)		946,174,068 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成 23 年 12 月 7 日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	COOPER STAN 7.0%(PFD) 12/31/49	3,160	98.95	312,700.00	
	COOPER-STANDARD HOLDING	107,294	37.50	4,023,525.00	
	GENERAL MOTORS CO	872	21.68	18,904.96	
米・ドル	小計	111,326		4,355,129.96	
	銘柄数	3		(338,350,046)	
	組入時価比率	0.2%		100.0%	
合計		111,326		338,350,046 (338,350,046)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券					
	米・ドル	CITY OF BUENOS 12.5%	7,100,000.00	7,410,625.00	
		PROV BUENOS AIRE 11.75%	6,900,000.00	6,088,622.79	
		PROV DEL NEUQUEN 7.875%	7,055,000.00	7,055,000.00	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	21,055,000.00 3 0.9%	20,554,247.79 (1,596,859,510) 0.9%	
地方債証券 合計				1,596,859,510 (1,596,859,510)	
社債券					
	米・ドル	ABENGOA FINANCE 8.875%	9,868,000.00	9,868,000.00	
		ACADEMY LTD 9.25%	3,630,000.00	3,611,850.00	
		ACCURIDE CORP 9.5%	7,825,000.00	7,404,406.25	
		AEP INDUSTRIES 8.25%	4,275,000.00	4,285,687.50	
		AES CORPORATION 7.375%	5,500,000.00	5,912,500.00	
		AES CORPORATION 8%	6,950,000.00	7,627,625.00	
		AES RED OAK LLC 8.54%	1,916,828.34	1,983,917.33	
		AES RED OAK LLC 9.2%	3,500,000.00	3,570,000.00	
		AFREN PLC 11.5%	7,925,000.00	7,687,250.00	
		ALLIANT TECHSYS 6.875%	2,145,000.00	2,187,900.00	
		ALLISON TRANS 7.125%	3,100,000.00	2,991,500.00	
		ALLY FINANCIAL INC 8%	7,100,000.00	7,153,250.00	
		ALLY FINANCIAL INC 8.3%	2,110,000.00	2,178,575.00	
		ALON REFINING 13.5%	6,110,000.00	6,323,850.00	
		ALTRA HOLDINGS 8.125%	4,750,000.00	4,999,375.00	
		AMC NETWORKS INC 7.75%	12,435,000.00	13,445,343.75	
		AMER RENAL HOLD 8.375%	7,000,000.00	7,262,500.00	
		AMER RESID SVCS 12%	5,775,000.00	5,803,875.00	
		AMERICAN AXLE&MFG 7.75%	1,425,000.00	1,391,156.25	
		AMERICAN ROCK 8.25%	9,235,000.00	8,842,512.50	
		AMKOR TECH INC 6.625%	12,100,000.00	11,495,000.00	
		AMSTED INDS 8.125%	5,920,000.00	6,216,000.00	
		ANTERO RESOURCES FIN7.25%	6,065,000.00	6,155,975.00	
		APTALIS PHARMA12.75%	3,815,000.00	3,929,450.00	
		ARCH COAL INC 7.25%	7,025,000.00	7,165,500.00	
		ARD FINANCE 11.125%	8,212,228.00	7,226,760.64	
		ARDAGH PKG FIN 7.375%	4,920,000.00	5,092,200.00	
		ARDAGH PKG FIN 9.125%	3,050,000.00	3,080,500.00	
		ARMORED AUTOGROUP 9.25%	5,000,000.00	3,975,000.00	
		AS AMERICAS 10.75%	5,535,000.00	3,597,750.00	
		ASTORIA DEPOSITS8.144%	3,000,000.00	2,640,000.00	
		AUDATEX NORTH AMERI 6.75%	6,340,000.00	6,435,100.00	
		AVAYA INC 7%	6,150,000.00	5,642,625.00	
		AVIS BUDGET CAR 9.625%	8,850,000.00	9,115,500.00	
		BANKRATE INC 11.75%	3,450,000.00	3,941,625.00	
		BASIC ENERGY SVC 7.75%	5,460,000.00	5,487,300.00	
		B-CORP MERGER 8.25%	3,860,000.00	3,609,100.00	
		BEAGLE ACQUISITION 11%	1,465,000.00	1,530,925.00	
		BEAZER HOMES USA 6.875%	1,500,000.00	1,136,250.00	
		BERRY PETROL CO 10.25%	7,750,000.00	8,796,250.00	
		BOART LONGYEAR 7%	6,755,000.00	6,906,987.50	
		BOMBARDIER INC 7.5%	3,760,000.00	4,013,800.00	
		BREITBURN 8.625%	4,310,000.00	4,514,725.00	
		BROCADE COM SYS 6.625%	4,900,000.00	5,120,500.00	
		BROWN GROUP INC 7.125%	8,825,000.00	8,339,625.00	
		BUMBLE BEE ACQ C 9%	1,355,000.00	1,375,325.00	

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUMBLE BEE HOL 9.625%	4,905,000.00	4,267,350.00	
		CALPINE CORP 7.5%	12,000,000.00	12,645,000.00	
		CAMBIUM LEARNING 9.75%	5,600,000.00	5,572,000.00	
		CAPELLA HEALTHCA 9.25%	8,150,000.00	8,190,750.00	
		CARDTRONICS INC 8.25%	8,620,000.00	9,460,450.00	
		CASELLA WASTE 7.75%	5,560,000.00	5,448,800.00	
		CCO HOLDINGS LLC 7.375%	2,225,000.00	2,286,187.50	
		CCO HOLDINGS LLC 7%	4,000,000.00	4,080,000.00	
		CCO HOLDINGS LLC 7.25%	3,300,000.00	3,415,500.00	
		CDW LLC/CDW FINANCE 12.535%	2,200,000.00	2,222,000.00	
		CDW LLC/CDW FINANCE 8.5%	3,615,000.00	3,461,362.50	
		CEDAR FAIR LP/CA 9.125%	4,200,000.00	4,578,000.00	
		CEDC FIN CORP IN 9.125%	4,000,000.00	2,740,000.00	
		CELANESE US HLDS 6.625%	7,006,000.00	7,426,360.00	
		CEVA GROUP PLC 11.625%	1,150,000.00	1,155,750.00	
		CF INDUSTRIES 7.125%	4,187,000.00	4,935,426.25	
		CHAPARRAL ENERGY 8.25%	5,000,000.00	5,025,000.00	
		CHEMTURA CORP 7.875%	725,000.00	752,187.50	
		CHIRON MERGER 10.5%	9,900,000.00	9,702,000.00	
		CHRYSLER GP/CG C 8.25%	9,775,000.00	8,724,187.50	
		CHS/COMMUNITY HEALTH 8%	1,525,000.00	1,513,562.50	
		CIA TRANSPORTE ENER 9.75%	4,050,000.00	3,361,500.00	
		CITYCENTER HLDGS 10.75%	5,889,000.00	6,058,308.75	
		CITYCENTER HLDGS 7.625%	10,630,000.00	10,842,600.00	
		CKE RESTAURANTS 11.375%	6,015,000.00	6,496,200.00	
		CLEAR CHANNEL 5.5%	5,230,000.00	3,791,750.00	
		CLEAR CHANNEL WORLD9.25%	3,125,000.00	3,359,375.00	
		CLEARWATER PAPER 10.625%	5,475,000.00	6,104,625.00	
		CLEARWIRE COMM 12%	7,380,000.00	6,826,500.00	
		CLEAVER-BROOKS 12.25%	6,250,000.00	6,312,500.00	
		COGENT COMMUNICA 8.375%	9,467,000.00	9,680,007.50	
		COLUMBUS MCKINN 7.875%	13,130,000.00	13,326,950.00	
		COMMERCIAL VEHIC 7.875%	8,660,000.00	8,356,900.00	
		COMMSCOPE INC 8.25%	10,865,000.00	10,702,025.00	
		COMMUNITY CHOICE 10.75%	5,200,000.00	5,122,000.00	
		COMPASS MINERALS 8%	7,150,000.00	7,668,375.00	
		CONCHO RES/MIDLA 7.0%	9,700,000.00	10,282,000.00	
		CONSOL ENERGY INC 8.0%	2,150,000.00	2,354,250.00	
		CONSTELLATION E 10.625%	5,320,000.00	5,080,600.00	
		COSO GEOTHERMAL 7%	11,673,580.77	8,491,339.30	
		COVANTA HOLDING 7.25%	9,300,000.00	9,631,331.10	
		CROWNROCK LP/CROWNROCK10%	2,190,000.00	2,083,237.50	
		CSC HOLDINGS LLC 6.75%	1,665,000.00	1,706,625.00	
		CUMULUS MEDIA 7.75%	4,951,000.00	4,332,125.00	
		DANA HOLDINGS 6.5%	3,875,000.00	3,933,125.00	
		DANA HOLDINGS 6.75%	4,555,000.00	4,634,712.50	
		DAVE & BUSTERS 0%	6,690,000.00	3,913,650.00	
		DAVE & BUSTERS 11%	2,425,000.00	2,485,625.00	
		DEMATIC SA 8.75%	9,425,000.00	9,472,125.00	
		DENBURY RESOURCE 8.25%	8,500,000.00	9,498,750.00	
		DIGICEL GROUP 10.5%	10,485,000.00	10,589,850.00	
		DINEEQUITY INC 9.5%	6,725,000.00	7,162,125.00	
		DOLPHIN SUBSIDIARY 7.25%	10,970,000.00	11,765,325.00	
		DRESSER-RAND 6.5%	6,000,000.00	5,985,000.00	
		DUBAI ELECTRIC7.375%	4,085,000.00	4,110,531.25	
		DUPONT FABROS TE 8.5%	11,300,000.00	12,048,625.00	
		DYCOM INVST 7.125%	6,700,000.00	6,767,000.00	

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DYNACAST INTL LLC 9.25%	6,625,000.00	6,326,875.00	
		E*TRADE FINL 6.75%	12,650,000.00	12,397,000.00	
		EACCESS LTD 8.25%	5,515,000.00	5,280,612.50	
		EH HOLDING CORP 6.5%	5,075,000.00	5,100,375.00	
		EL PASO CORP 7.75%	19,360,000.00	22,312,400.00	
		EL PASO ENERGY 8.05%	1,000,000.00	1,160,000.00	
		ELAN FIN PLC/CRP 8.75%	1,610,000.00	1,714,650.00	
		ELDORADO RESORTS 8.625%	5,375,000.00	4,783,750.00	
		ELIZABETH ARDEN 7.375%	9,625,000.00	10,130,312.50	
		ELWOOD ENERGY 8.159%	9,424,520.00	9,271,371.55	
		ENERGY FUTURE 10.0%	4,150,000.00	4,341,182.20	
		ENERGY XXI GULF 7.75%	7,210,000.00	7,210,000.00	
		EQUINIX INC 7%	8,150,000.00	8,506,562.50	
		EQUINIX INC 8.125%	4,500,000.00	4,927,500.00	
		EXAMWORKS GROUP INC 9%	6,315,000.00	5,651,925.00	
		FAGE DAIRY INDU 9.875%	6,985,000.00	6,146,800.00	
		FELCOR ESCROW 6.75%	6,500,000.00	6,199,375.00	
		FIDELITY NATIONA 7.625%	6,150,000.00	6,595,875.00	
		FIESTA RESTAURANT 8.875%	4,485,000.00	4,462,575.00	
		FIRST DATA CORP 12.625%	6,000,000.00	5,265,000.00	
		FIRST DATA CORP 7.375%	4,475,000.00	4,251,250.00	
		FIRST DATA CORP 8.25%	2,275,000.00	2,036,125.00	
		FIRST DATA CORP 9.875%	4,765,000.00	4,502,925.00	
		FIRST WIND CAP 10.25%	6,600,000.00	6,468,000.00	
		FLORIDA EAST RR 8.125%	13,225,000.00	13,291,125.00	
		FMG RESOURCES AUG 2006 6.875%	11,045,000.00	10,437,525.00	
		FMG RESOURCES AUG 2006 8.25%	4,200,000.00	4,168,500.00	
		FORD MOTOR CO 7.45%	5,855,000.00	6,974,768.75	
		FORD MOTOR CREDIT CO 12%	19,130,000.00	23,532,692.98	
		FORD MOTOR CREDIT CO 5%	7,600,000.00	7,563,930.40	
		FOX ACQUISITION 13.375%	7,484,000.00	8,157,560.00	
		FREESCALE SEMICO 9.25%	10,160,000.00	10,795,000.00	
		FTI CONSULTING 6.75%	5,000,000.00	5,068,750.00	
		GCI INC 6.75%	6,100,000.00	5,886,500.00	
		GCI INC 8.625%	1,770,000.00	1,858,500.00	
		GENESIS ENERGY 7.875%	4,825,000.00	4,740,562.50	
		GENON ENERGY 9.875%	8,770,000.00	9,120,800.00	
		GEOEYE INC 9.625%	4,000,000.00	4,380,000.00	
		GEORGIA GULF CRP 9%	2,055,000.00	2,157,750.00	
		GEORGIA-PACIFIC 8.875%	2,502,000.00	3,406,090.19	
		GIANT FUNDING 8.25%	13,269,000.00	13,866,105.00	
		GLOBAL GEOPHYSIC 10.5%	4,850,000.00	4,680,250.00	
		GRAY TELE INC 10.5%	8,315,000.00	7,836,887.50	
		GREAT LAKES DRED 7.375%	5,940,000.00	5,821,200.00	
		GYMBOREE CORP 9.125%	4,805,000.00	4,060,225.00	
		HARRAHS OPER 5.625%	8,125,000.00	4,773,437.50	
		HARRAHS OPER 10.75%	3,395,000.00	2,393,475.00	
		HCA INC 6.5%	3,100,000.00	3,162,000.00	
		HCA INC 7.875%	13,515,000.00	14,461,050.00	
		HELIX ENERGY SOL 9.5%	10,470,000.00	10,941,150.00	
		HERTZ CORP 7.375%	12,850,000.00	13,107,000.00	
		HERTZ CORP 7.5%	2,015,000.00	2,080,487.50	
		HEXION US FIN/NOVA8.875%	4,765,000.00	4,407,625.00	
		HOA REST GRP/FIN 11.25%	5,340,000.00	4,992,900.00	
		HSBC FINANCE CORP 6.676%	5,400,000.00	5,435,337.60	
		HUMAN GENOME SCIENCES 3%	3,225,000.00	2,842,031.25	※
		HUNTSMAN INT LLC 8.625%	11,200,000.00	11,592,000.00	

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		IFM US COLONIAL 6.45%	14,900,000.00	15,850,217.70	
		INEOS FINANCE PL 9%	6,075,000.00	6,196,500.00	
		INEOS GROUP HOLD 8.5%	4,105,000.00	3,345,575.00	
		INGLES MKTS INC 8.875%	7,025,000.00	7,551,875.00	
		INSIGHT COMMUNICA 9.375%	8,955,000.00	10,253,475.00	
		INTELSAT BERMUDA11.5%	16,819,805.00	15,978,814.75	
		INTELSAT JACKSON 11.25%	4,950,000.00	5,222,250.00	
		INTL AUTOMOTIVE 9.125%	4,350,000.00	4,067,250.00	
		INTL LEASE FIN 8.75%	14,614,000.00	15,015,885.00	
		INVENTIV HEALTH INC 10%	3,850,000.00	3,561,250.00	
		IPALCO ENTERPRISES INC5%	5,490,000.00	5,407,650.00	
		J CREW GROUP 8.125%	8,675,000.00	8,328,000.00	
		JMC STEEL GROUP 8.25%	7,955,000.00	7,517,475.00	
		KABEL BW ERST BE 7.5%	7,600,000.00	7,866,000.00	
		KANSAS CITY SOUT 6.125%	3,115,000.00	3,239,600.00	
		KANSAS CITY SOUT 6.625%	6,725,000.00	7,195,750.00	
		KB HOME 5.875%	2,750,000.00	2,488,750.00	
		KINDRED HEALTHCARE 8.25%	3,475,000.00	2,936,375.00	
		KODIAK OIL & GAS 8.125%	5,725,000.00	5,875,281.25	
		LENNAR CORP 12.25%	4,700,000.00	5,569,500.00	
		LEVEL 3 ESCROW INC8.125%	11,075,000.00	10,881,187.50	
		LIBERTY MUTUAL FLOAT	13,150,000.00	15,977,250.00	
		LIMITED BRANDS 7.6%	8,075,000.00	7,913,500.00	
		LINN ENERGY LLC 7.75%	10,750,000.00	11,018,750.00	
		LIONS GATE INC 10.25%	15,325,000.00	15,401,625.00	
		LIVE NATION ENT 8.125%	6,535,000.00	6,281,768.75	
		LIZ CLAIBORNE INC 10.5%	4,860,000.00	5,224,500.00	
		LONGVIEW FIBRE 8%	11,585,000.00	11,758,775.00	
		LUCENT TECH 6.45%	7,160,000.00	5,083,600.00	
		LYONDELL CHEMICA 11%	2,121,171.00	2,296,167.60	
		LYONDELL CHEMICA 8%	811,000.00	881,962.50	
		LYONDELLBASELL IND 6%	2,900,000.00	2,987,000.00	
		MARINA DISTRICT 9.5%	6,750,000.00	6,193,125.00	
		MARKWEST ENERGY 6.25%	3,300,000.00	3,382,500.00	
		MAXIM CRANE 12.25%	4,445,000.00	3,967,162.50	
		MCCLATCHY CO 11.5%	2,700,000.00	2,592,000.00	
		MDC PARTNERS INC 11%	11,315,000.00	12,121,193.75	
		MEG ENERGY CORP 6.5%	13,456,000.00	13,792,400.00	
		METLIFE CAP TR X 9.25%	5,700,000.00	6,526,500.00	
		MGM MIRAGE 11.125%	8,125,000.00	9,221,875.00	
		MGM MIRAGE 11.375%	9,525,000.00	10,525,125.00	
		MGM MIRAGE 6.625%	1,940,000.00	1,852,700.00	
		MIDWEST GMNG BOR 11.625%	12,258,000.00	13,299,930.00	
		MILLAR WESTERN 8.5%	4,910,000.00	3,756,150.00	
		MIRABELA NICKEL 8.75%	14,150,000.00	12,664,250.00	
		MOHEGAN GAMING 11.5%	16,350,000.00	15,287,250.00	
		MOLYCORP INC 3.25%	3,025,000.00	2,764,093.75	※
		MOMENTIVE PERFOR 11.5%	6,350,000.00	4,635,500.00	
		MPT OP PTNR/FINL 6.875%	6,700,000.00	6,733,500.00	
		MU FINANCE PLC 8.375%	12,050,000.00	12,712,750.00	
		MYLAN INC 7.875%	4,640,000.00	5,057,600.00	
		NALCO CO 6.625%	8,059,000.00	9,086,522.50	
		NAVISTAR INTL 8.25%	9,473,000.00	9,994,015.00	
		NCO GROUP INC 11.875%	4,575,000.00	4,552,125.00	
		NES RENTALS HLDG 12.25%	5,170,000.00	4,472,050.00	
		NETFLIX INC 8.5%	3,750,000.00	3,843,750.00	
		NEW ENTERPRISE 11%	6,990,000.00	5,574,525.00	

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NEWPAGE CORP 11.375%	4,870,000.00	3,457,700.00	
		NII CAPITAL CORP 7.625%	10,000,000.00	9,875,000.00	
		NORTEK INC 8.5%	3,050,000.00	2,531,500.00	
		NORTH AMERICAN E 10.875%	8,580,000.00	9,223,500.00	
		NORTHERN TIER EN 10.5%	10,615,000.00	11,358,050.00	
		NUVEEN INVESTM 10.5%	8,270,000.00	8,063,250.00	
		NUVEEN INVESTM 10.5%	6,685,000.00	6,451,025.00	
		NXP BV/NXP FUNDI 9.75%	6,915,000.00	7,554,637.50	
		OASIS PETROLEUM 6.5%	5,000,000.00	5,000,000.00	
		OASIS PETROLEUM 7.25%	13,125,000.00	13,584,375.00	
		OFFSHORE GROUP INVST11.5%	4,325,000.00	4,665,593.75	
		OGX PETROLEO E GAS 8.5%	25,700,000.00	25,443,000.00	
		OIL STATES INTL INC 6.5%	9,050,000.00	9,231,000.00	
		ONO FINANCE II 10.875%	12,480,000.00	10,920,000.00	
		OPPENHEIMER HLDS 8.75%	9,325,000.00	8,718,875.00	
		PACIFIC RUBIALES 8.75%	7,500,000.00	8,613,750.00	
		PACIFIC RUBIALES 7.25%	4,500,000.00	4,573,125.00	
		PALACE ENT HLDG 8.875%	7,250,000.00	7,177,500.00	
		PARK-OHIO INDS 8.125%	8,850,000.00	8,695,125.00	
		PATRIOT COAL 8.25%	5,575,000.00	5,379,875.00	
		PEABODY ENERGY CORP 6.25%	4,500,000.00	4,567,500.00	
		PENN VIRGINIA 8.25%	2,500,000.00	2,493,750.00	
		PENSON WORLDWIDE 12.5%	10,000,000.00	6,050,000.00	
		PERRY ELLIS 7.875%	9,415,000.00	9,367,925.00	
		PETCO ANIMAL SUP 9.25%	12,400,000.00	13,268,000.00	
		PETROHAWK ENERGY 6.25%	1,890,000.00	2,079,000.00	
		PHH CORP 9.25%	3,535,000.00	3,579,187.50	
		PHIBRO ANIMAL 9.25%	6,370,000.00	5,621,525.00	
		PINNACLE FOOD FI 10.625%	22,233,000.00	23,344,650.00	
		POLYMER GROUP 7.75%	7,005,000.00	7,285,200.00	
		POLYPORE INTERNATION 7.5%	1,250,000.00	1,293,750.00	
		PPL CAPITAL FUND 6.7%	900,000.00	869,450.40	
		PRECISION DRILL 6.5%	1,975,000.00	2,004,625.00	
		PRECISION DRILL 6.625%	6,325,000.00	6,483,125.00	
		PRODUCTION RES 8.875%	6,140,000.00	5,602,750.00	
		PROQUEST LLC/PRO 9%	3,125,000.00	2,515,625.00	
		PROV FUND ASSOC 10.125%	5,040,000.00	4,611,600.00	
		PROV FUND ASSOC 10.25%	1,270,000.00	1,222,375.00	
		QEP RESOURCES 6.875%	6,250,000.00	6,718,750.00	
		QUADRA FNX MINING 7.75%	11,250,000.00	11,105,456.61	
		QUAPAW DOWNSTREAM 10.5%	7,700,000.00	7,353,500.00	
		QVC INC 7.375%	1,915,000.00	2,063,412.50	
		QVC INC 7.5%	4,910,000.00	5,290,525.00	
		RAIN CII CARBON 8%	6,470,000.00	6,534,700.00	
		RARE RESTAURANT 9.25%	2,185,000.00	1,813,550.00	
		RBS GLOBAL&REXNO 11.75%	2,000,000.00	2,090,000.00	
		RBS GLOBAL&REXNO 8.5%	6,105,000.00	6,410,250.00	
		REGIONS BK ALAB 7.5%	6,391,000.00	6,359,045.00	
		REVLON CONS PROD 9.75%	6,620,000.00	7,091,675.00	
		REYNOLDS GROUP 7.125%	8,175,000.00	8,256,750.00	
		REYNOLDS GROUP 8.5%	10,450,000.00	10,084,250.00	
		RITE AID COPR 10.25%	2,200,000.00	2,398,000.00	
		RITE AID CORP 10.375%	2,000,000.00	2,150,000.00	
		RITE AID CORP 9.375%	2,375,000.00	2,256,250.00	
		RIVER ROCK ENT 9.75%	3,000,000.00	2,325,000.00	
		ROADHOUSE FINANC 10.75%	4,685,000.00	4,755,275.00	
		ROC FINANCE LLC/RO12.125%	8,600,000.00	9,116,000.00	

## 有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ROOFING SUPPLY G 8.625%	5,000,000.00	5,025,000.00	
		RSC EQUIP RENTAL 8.25%	4,775,000.00	4,786,937.50	
		SABINE PASS LNG LP 7.5%	2,375,000.00	2,380,937.50	
		SALLY HOL/SALLY 6.875%	5,425,000.00	5,587,750.00	
		SCOTTRADE FINANC 6.125%	6,000,000.00	5,938,440.00	
		SCOTTS MIRACLE 6.625%	8,540,000.00	8,689,450.00	
		SEALED AIR CORP 8.125%	2,700,000.00	2,916,000.00	
		SEALED AIR CORP 8.375%	5,275,000.00	5,723,375.00	
		SENSATA TECH BV 6.5%	3,825,000.00	3,767,625.00	
		SERENA SOFTWARE 10.375%	10,996,000.00	11,380,860.00	
		SESI LLC 6.375%	6,090,000.00	6,181,350.00	
		SEVEN SEAS CRUIS 9.125%	8,305,000.00	8,554,150.00	
		SEVERSTAL COLUMB 10.25%	6,062,000.00	6,296,902.50	
		SHEA HOMES 8.625%	8,380,000.00	7,814,350.00	
		SLM CORP 5%	3,650,000.00	3,246,751.65	
		SLM CORP 8.45%	2,480,000.00	2,554,471.92	
		SM ENERGY CO 6.5%	2,425,000.00	2,449,250.00	
		SNOQUALMIE FLOAT	10,340,000.00	9,254,300.00	
		SOUTHERN STATES 11.25%	6,345,000.00	6,630,525.00	
		SOUTHERN UNION CO FLOAT	1,415,000.00	1,287,650.00	
		SPRINT NEXTEL CORP 9%	11,675,000.00	12,142,000.00	
		SPX CORP 6.875%	9,450,000.00	10,111,500.00	
		STALLION OILFIELD 10.5%	3,780,000.00	4,054,050.00	
		STANADYNE CORP 10%	1,000,000.00	857,500.00	
		STANDRD PAC CORP 8.375%	9,025,000.00	8,438,375.00	
		STANDYN HOLD INC 12%	7,383,000.00	6,921,562.50	
		STATER BROS HLDG 7.375%	5,375,000.00	5,710,937.50	
		STHI HOLDING COR 8%	5,525,000.00	5,718,375.00	
		STONERIDGE INC 9.5%	9,010,000.00	9,235,250.00	
		SUGAR HSP GAMING 8.625%	9,325,000.00	9,651,375.00	
		SUNCOKE ENERGY INC7.625%	4,150,000.00	4,150,000.00	
		SUNGARD DATA SYS 10.25%	7,338,000.00	7,613,175.00	
		SUPERVALU INC 8%	5,300,000.00	5,419,250.00	
		SWIFT ENERGY CO 7.875%	7,900,000.00	7,880,250.00	
		SWIFT ENERGY CO 8.875%	5,875,000.00	6,198,125.00	
		SYNIVERSE HOLDIN 9.125%	4,742,000.00	4,990,955.00	
		TASEKO MINES LTD 7.75%	9,020,000.00	8,343,500.00	
		TELEMOVIL FINANC 8%	6,875,000.00	7,115,625.00	
		TEMBEC INDUSTRIE 11.25%	8,135,000.00	8,379,050.00	
		TENNECO INC 6.875%	2,210,000.00	2,243,150.00	
		TENNECO INC 7.75%	4,800,000.00	4,944,000.00	
		TEXAS COMP/TCEH 11.5%	8,515,000.00	7,280,325.00	
		TEXAS PETROCHEM 8.25%	9,522,000.00	9,617,220.00	
		TEXHONG TEXTILE 7.625%	8,600,000.00	6,321,000.00	
		THERMADYNE HLDS 9%	8,765,000.00	8,896,475.00	
		THERMON INDUSTRI 9.5%	4,705,000.00	5,128,450.00	
		TICKETMASTER 10.75%	6,500,000.00	6,922,500.00	
		TOMKINS LLC/TOMKINS 9%	8,636,000.00	9,542,780.00	
		TOWER AUTO/TA HL 10.625%	7,502,000.00	7,577,020.00	
		TOYS R US PROP C 10.75%	7,614,000.00	8,280,225.00	
		TRANSOCEAN INC 6.375%	3,000,000.00	3,153,297.00	
		TRANSPORT DE GAS7.875%	4,703,000.00	4,279,730.00	
		TRIMAS CORP 9.75%	3,620,000.00	3,909,600.00	
		TRW AUTOMOTIVE 8.875%	5,990,000.00	6,499,150.00	
		UAL 2009-2B 12%	13,503,993.03	14,179,192.68	
		UNIT CORP 6.625%	8,450,000.00	8,471,125.00	
		UNITED RENTAL NA 10.875%	7,485,000.00	8,420,625.00	

有価証券明細表

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

(平成 23 年 12 月 7 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UNITYMEDIA HESSEN 8.125%	800,000.00	848,000.00	
		UPCB FIN III 6.625%	11,225,000.00	10,944,375.00	
		UPCB FINANCE LTD 7.25%	7,650,000.00	7,745,625.00	
		VAIL RESORTS 6.5%	2,785,000.00	2,840,700.00	
		VERTELLUS SPEC 9.375%	3,950,000.00	3,051,375.00	
		VERTEX PHARM 3.35%	3,290,000.00	3,269,437.50	※
		VIRGOLINO DE OLIVE 10.5%	5,000,000.00	4,887,500.00	
		VISKASE COS INC 9.875%	4,130,000.00	4,160,975.00	
		VISTEON CORP 6.75%	2,225,000.00	2,152,687.50	
		VULCAN MATERIALS 7.0%	4,915,000.00	4,792,125.00	
		WASH MUT BANK NV 6.875%	7,500,000.00	22,500.00	
		WCA WASTE CORP 7.5%	1,950,000.00	1,911,000.00	
		WEYERHAEUSER 8.5%	4,040,000.00	4,565,648.44	
		WIND ACQUISITION 11.75%	9,150,000.00	8,235,000.00	
		WINDSTREAM CORP 7.75%	11,175,000.00	11,230,875.00	
		WIRECO WORLDGROUP 9.5%	4,725,000.00	4,843,125.00	
		WMG ACQUISITION 11.5%	2,265,000.00	2,253,675.00	
		WMG ACQUISITION 9.5%	6,375,000.00	6,805,312.50	
		YCC HLDGS/YANKEE 10.25%	5,330,000.00	4,757,025.00	
		YONKERS RACING 11.375%	7,225,000.00	7,423,687.50	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,269,748,126.14 351 95.2%	2,262,580,850.79 (175,779,906,297) 99.0%	
社債券 合計				175,779,906,297 (175,779,906,297)	
新株予約権証券					
	米・ドル	COOPER-STANDARD HOLDING-CW17	11,899.00	184,434.50	
		GENERAL MOTORS-CW16	40,915.00	531,895.00	
		GENERAL MOTORS-CW19	40,915.00	372,735.65	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	93,729.00 3 0.0%	1,089,065.15 (84,609,471) 0.0%	
新株予約権証券 合計				84,609,471 (84,609,471)	
その他有価証券					
	米・ドル	ESCROW GCB GEN MOTORS CP	11,000,000.00	90,970.00	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	11,000,000.00 1 0.0%	90,970.00 (7,067,459) 0.0%	
その他有価証券 合計				7,067,459 (7,067,459)	
合計				177,468,442,737 (177,468,442,737)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4) 備考欄の※は新株予約権付社債であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	組入その他 有価証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	3	0.2%	—	—	100.0%
	地方債証券	3	—	—	0.9%	
	社債券	351	—	—	98.9%	
	新株予約権証券	3	—	0.0%	—	
	その他有価証券	1	—	—	—	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年12月30日現在）

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

I 資産総額（円）	28,566,738,846
II 負債総額（円）	232,256,978
III 純資産総額（I－II）（円）	28,334,481,868
IV 発行済口数（口）	35,289,612,726
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.8029

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

I 資産総額（円）	153,670,918,890
II 負債総額（円）	932,139,028
III 純資産総額（I－II）（円）	152,738,779,862
IV 発行済口数（口）	283,849,128,624
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.5381

（参考）LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

I 資産総額（円）	182,271,822,987
II 負債総額（円）	277,638,693
III 純資産総額（I－II）（円）	181,994,184,294
IV 発行済口数（口）	141,808,175,533
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	1.2834

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

ありません。

### (4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

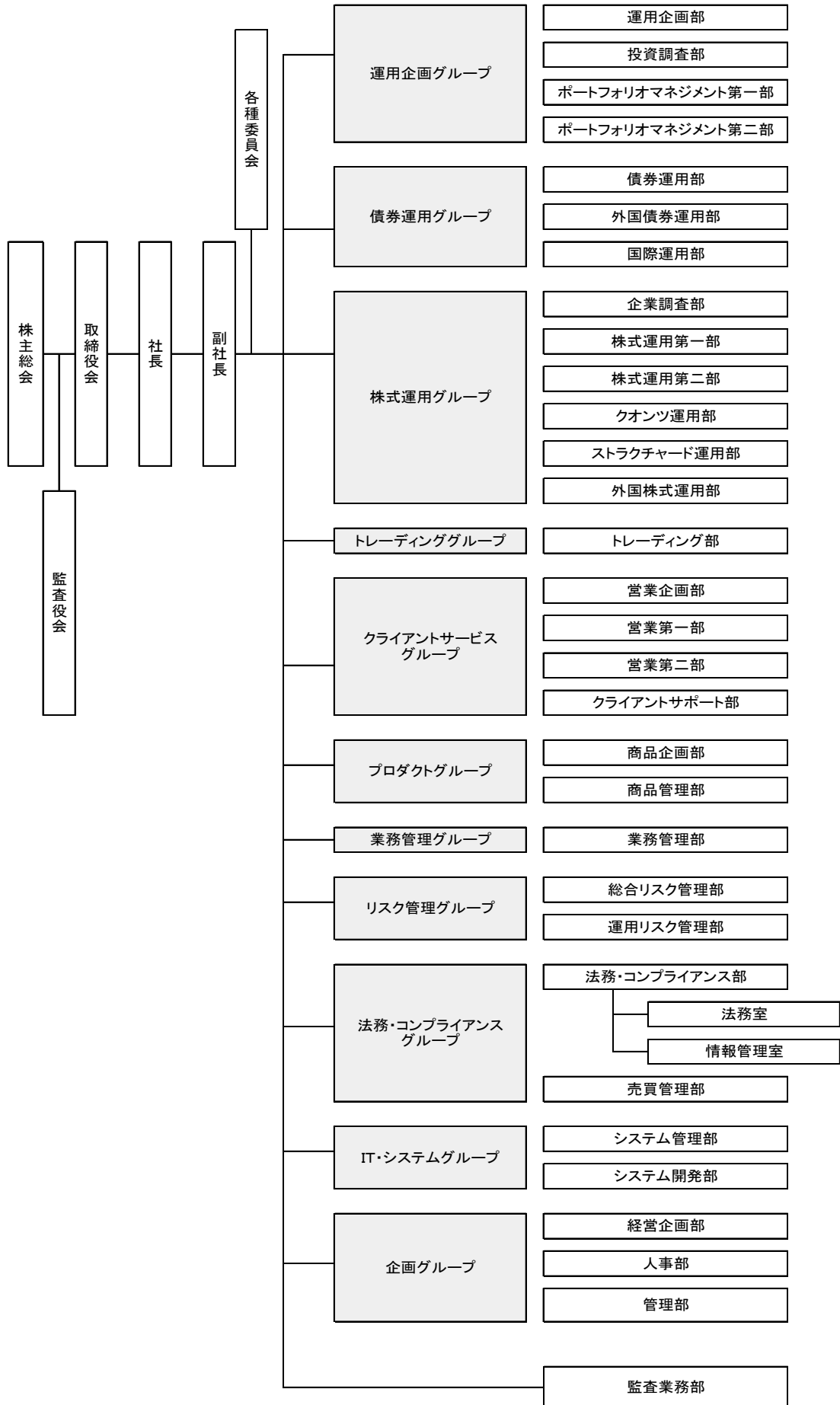
(1) 資本金の額

平成23年12月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成23年12月末日現在)

① 会社の組織図



## ② 運用の基本プロセス

### 1 運用に関する会議および委員会

#### a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

#### b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

### 2 運用の流れ

#### a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

#### b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

#### c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年12月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	267,733,327,664
追加型株式投資信託	222	1,797,137,858,023
追加型金銭信託受益権投資信託	12	15,681,244,492
単位型株式投資信託	34	44,768,708,855
合計	283	2,125,321,139,034

### 3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表、並びに、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

みずほ投信投資顧問株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

茂木 哲也 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

福村 寛 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日


みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

福村 貴 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位： 千円)

	前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	△ 1,156	△ 884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	233,974	207,834
工具、器具及び備品 (純額)	148,659	115,354
リース資産 (純額)	11,463	8,058
有形固定資産合計	※ 1 394,097	※ 1 331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	※ 1 16,303	※ 1 13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130
資産合計	24,818,551	26,105,968
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	<u>4,716,474</u>	<u>4,716,474</u>
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	<u>15,679,773</u>	<u>16,216,701</u>
株主資本合計	<u>22,441,848</u>	<u>22,978,776</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	<u>△ 88,695</u>	<u>△ 129,413</u>
評価・換算差額等合計	<u>△ 88,695</u>	<u>△ 129,413</u>
純資産合計	<u>22,353,152</u>	<u>22,849,363</u>
負債純資産合計	<u>24,818,551</u>	<u>26,105,968</u>

## (2) 【損益計算書】

	(単位： 千円)	
	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		
受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289
有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108

雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	△ 73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高	2,045,600		2,045,600	
当期末残高	2,045,600		2,045,600	
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高	2,266,400		2,266,400	
当期末残高	2,266,400		2,266,400	
その他資本剰余金				
前期末残高	2,450,074		2,450,074	
当期末残高	2,450,074		2,450,074	
資本剰余金合計				
前期末残高	4,716,474		4,716,474	
当期末残高	4,716,474		4,716,474	
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高	128,584		128,584	
当期末残高	128,584		128,584	
その他利益剰余金				
配当準備積立金				
前期末残高	104,600		104,600	
当期末残高	104,600		104,600	
退職慰労積立金				
前期末残高	100,000		100,000	
当期末残高	100,000		100,000	
別途積立金				
前期末残高	9,800,000		9,800,000	
当期末残高	9,800,000		9,800,000	
繰越利益剰余金				
前期末残高	5,550,806		5,546,588	
当期変動額				
剰余金の配当	△366,120		△179,903	
当期純利益	361,902		716,832	
当期変動額合計	△4,217		536,928	
当期末残高	5,546,588		6,083,517	
利益剰余金合計				
前期末残高	15,683,990		15,679,773	
当期変動額				
剰余金の配当	△366,120		△179,903	
当期純利益	361,902		716,832	
当期変動額合計	△4,217		536,928	
当期末残高	15,679,773		16,216,701	
株主資本合計				
前期末残高	22,446,065		22,441,848	
当期変動額				
剰余金の配当	△366,120		△179,903	
当期純利益	361,902		716,832	
当期変動額合計	△4,217		536,928	
当期末残高	22,441,848		22,978,776	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
前期末残高	△102,294		△88,695	
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598		△40,717	
当期変動額合計	13,598		△40,717	

当期末残高	△88,695	△129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
純資産合計		
前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法                      その他有価証券                      時価のあるもの                      決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                      時価のないもの                      移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法                      その他有価証券                      時価のあるもの                      同左                      時価のないもの                      同左</p>
<p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法</p>	<p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法                      同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法                      (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法                      ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法                      (2) 無形固定資産…定額法                      ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法                      (3) リース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法                      (1) 有形固定資産（リース資産を除く）                      同左                      (2) 無形固定資産                      同左                      (3) リース資産                      同左</p>
<p>4 引当金の計上基準                      (1) 貸倒引当金                      当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                      (2) 賞与引当金                      従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。                      (3) 退職給付引当金（前払年金費用）                      従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。                      (4) 役員退職慰労引当金                      役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）                      (5) 時効後支払損引当金                      時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準                      (1) 貸倒引当金                      同左                      (2) 賞与引当金                      同左                      (3) 退職給付引当金（前払年金費用）                      同左                      (4) 役員退職慰労引当金                      同左                      (5) 時効後支払損引当金                      同左</p>
<p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準                      外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準                      同左</p>

<p>6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>6 ヘッジ会計の方針 同左</p>
<p>7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>7 消費税等の処理方法 同左</p>

#### 会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。</p>

#### 表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(損益計算書) 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。</p>	<p>(損益計算書) 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。</p>

#### 追加情報

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(時効後支払損引当金) 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。</p>	

注記事項  
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	100,662千円	建物	125,887千円
工具、器具及び備品	309,801千円	工具、器具及び備品	326,576千円
リース資産	28,441千円	リース資産	23,644千円
ソフトウェア	40,224千円	ソフトウェア	15,999千円
その他無形固定資産	513千円	その他無形固定資産	585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額  
平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 1株当たり配当額	348円
3) 基準日	平成21年3月31日
4) 効力発生日	平成21年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	179,903,970円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	171円
4) 基準日	平成22年3月31日
5) 効力発生日	平成22年6月16日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額  
平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	179,903,970円
2) 1株当たり配当額	171円
3) 基準日	平成22年3月31日
4) 効力発生日	平成22年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	357,703,800円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	340円
4) 基準日	平成23年3月31日
5) 効力発生日	平成23年6月15日

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左
② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」 に記載のとおりであります。	② リース資産の減価償却の方法 同左

## (金融商品関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## ②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針(自己資金運用)に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
(3) 未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
(4) 未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
(5) 長期差入保証金	577,286	576,349	△936
資産計	23,125,941	23,125,004	△936
(1) 未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（※1） ①ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（※1）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

##### （1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### （2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

##### （3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### （5）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### （1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### ②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針(自己資金運用)に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
(3) 未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
(4) 未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
(5) 長期差入保証金	559,445	559,292	△153
資産計	24,456,107	24,455,953	△153
(1) 未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（※1） ①ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

#### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち						
満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

#### 1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	19,760	14,345	5,414
② 債券	25,030	25,008	21
③ 証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	43,610	63,670	△ 20,060
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,635,744	3,794,116	△ 158,372
小計	3,679,354	3,857,786	△ 178,432
合計	5,330,306	5,479,852	△ 149,546

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 452,898千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	10,800	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

#### 3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

#### 4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円(非上場株式29,794千円)減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年3月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	54,139	83,790	△ 29,651
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,237,688	2,454,593	△ 216,904
小計	2,291,828	2,538,383	△ 246,555
合計	3,886,476	4,104,674	△ 218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	1,857	-	△ 382
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	△ 382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	25,000	-	△ 8
③ 証券投資信託	1,370,297	6,769	△ 5,719
合計	1,395,297	6,769	△ 5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円(上場株式17,254千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の 方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	当事業年度(平成22年3月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する 方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	△7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
	合計		294,768	-	9,307

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当するものではありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度(平成23年3月31日)		
			契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	△11,477
	合計		259,542	-	△5,072

(注) 時価の算定方法  
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。
- 2 退職給付債務に関する事項
 

①	退職給付債務 (注1)	577,943千円
②	年金資産	656,904千円
<hr/>		
③	退職給付引当金	—
④	前払年金費用	78,961千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法(在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法)を採用しております。
- 3 退職給付費用に関する事項
 

①	勤務費用 (注1)	144,536千円
②	退職給付費用	144,536千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

- 1 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。
- 2 退職給付債務に関する事項
 

①	退職給付債務 (注1)	634,292千円
②	年金資産	768,441千円
<hr/>		
③	退職給付引当金	—
④	前払年金費用	134,149千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法(在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法)を採用しております。
- 3 退職給付費用に関する事項
 

①	勤務費用 (注1)	185,741千円
②	退職給付費用	185,741千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																										
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券償却超過額</td><td style="text-align: right;">13,915千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td style="text-align: right;">111,021千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">143,920千円</td></tr> <tr><td>退任役員退職年金未払金</td><td style="text-align: right;">3,240千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権償却超過額</td><td style="text-align: right;">31,121千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,912千円</td></tr> <tr><td>時効後支払引当金</td><td style="text-align: right;">7,900千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">60,850千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">81,394千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">460,278千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△58,322千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">401,956千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>前払年金費用</td><td style="text-align: right;">△32,129千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△32,129千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 369,827千円</p>	有価証券償却超過額	13,915千円	ソフトウェア償却超過額	111,021千円	賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円	退任役員退職年金未払金	3,240千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	未払事業税	6,912千円	時効後支払引当金	7,900千円	その他有価証券評価差額金	60,850千円	その他	81,394千円	繰延税金資産小計	460,278千円	評価性引当額	△58,322千円	繰延税金資産合計	401,956千円	前払年金費用	△32,129千円	繰延税金負債合計	△32,129千円	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券償却超過額</td><td style="text-align: right;">19,964千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td style="text-align: right;">109,432千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">147,664千円</td></tr> <tr><td>退任役員退職年金未払金</td><td style="text-align: right;">1,409千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権償却超過額</td><td style="text-align: right;">31,121千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">39,103千円</td></tr> <tr><td>時効後支払引当金</td><td style="text-align: right;">9,297千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務費用</td><td style="text-align: right;">7,259千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">88,784千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">133,834千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">587,870千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△62,448千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">525,421千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>前払年金費用</td><td style="text-align: right;">△54,585千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△54,585千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 470,836千円</p>	有価証券償却超過額	19,964千円	ソフトウェア償却超過額	109,432千円	賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円	退任役員退職年金未払金	1,409千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	未払事業税	39,103千円	時効後支払引当金	9,297千円	資産除去債務費用	7,259千円	その他有価証券評価差額金	88,784千円	その他	133,834千円	繰延税金資産小計	587,870千円	評価性引当額	△62,448千円	繰延税金資産合計	525,421千円	前払年金費用	△54,585千円	繰延税金負債合計	△54,585千円
有価証券償却超過額	13,915千円																																																										
ソフトウェア償却超過額	111,021千円																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円																																																										
退任役員退職年金未払金	3,240千円																																																										
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円																																																										
未払事業税	6,912千円																																																										
時効後支払引当金	7,900千円																																																										
その他有価証券評価差額金	60,850千円																																																										
その他	81,394千円																																																										
繰延税金資産小計	460,278千円																																																										
評価性引当額	△58,322千円																																																										
繰延税金資産合計	401,956千円																																																										
前払年金費用	△32,129千円																																																										
繰延税金負債合計	△32,129千円																																																										
有価証券償却超過額	19,964千円																																																										
ソフトウェア償却超過額	109,432千円																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円																																																										
退任役員退職年金未払金	1,409千円																																																										
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円																																																										
未払事業税	39,103千円																																																										
時効後支払引当金	9,297千円																																																										
資産除去債務費用	7,259千円																																																										
その他有価証券評価差額金	88,784千円																																																										
その他	133,834千円																																																										
繰延税金資産小計	587,870千円																																																										
評価性引当額	△62,448千円																																																										
繰延税金資産合計	525,421千円																																																										
前払年金費用	△54,585千円																																																										
繰延税金負債合計	△54,585千円																																																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2.12%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.59%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.05%</td></tr> <tr><td>住民税等均等割</td><td style="text-align: right;">0.59%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.02%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">43.92%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	評価性引当額	2.12%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%	住民税等均等割	0.59%	その他	△0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																										
評価性引当額	2.12%																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%																																																										
住民税等均等割	0.59%																																																										
その他	△0.02%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%																																																										

## (資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引  
財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 21,246.82円	1株当たり純資産額 21,718.48円
1株当たり当期純利益金額 343.99円	1株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月6日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

江見 聡 生 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

福村 寛 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (4) 中間貸借対照表

(単位： 千円)

第49期中間会計期間末  
(平成23年9月30日現在)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,197,856
有価証券	20,851
未収委託者報酬	1,544,294
未収運用受託報酬	945,508
繰延税金資産	179,721
その他	294,152
貸倒引当金	△ 995
流動資産合計	20,181,388
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	197,015
工具、器具及び備品（純額）	127,334
リース資産（純額）	6,760
有形固定資産合計	※1 331,110
無形固定資産	
	13,097
投資その他の資産	
投資有価証券	4,009,230
長期差入保証金	521,824
繰延税金資産	216,662
その他	172,277
投資その他の資産合計	4,919,995
固定資産合計	5,264,202
資産合計	25,445,590
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,826
未払金	698,664
未払費用	1,045,246
未払法人税等	192,972
未払消費税等	71,950
賞与引当金	332,860
その他	73,601
流動負債合計	2,419,121
固定負債	
リース債務	11,783
役員退職慰労引当金	137,587
時効後支払損引当金	21,462
その他	735
固定負債合計	171,568
負債合計	2,590,689
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600

退職慰勞積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,125,578
利益剰余金合計	<u>16,258,763</u>
株主資本合計	<u>23,020,838</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 165,937
評価・換算差額等合計	<u>△ 165,937</u>
純資産合計	<u>22,854,901</u>
負債純資産合計	<u>25,445,590</u>

## (5) 中間損益計算書

(単位： 千円)

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	8,360,403
運用受託報酬	1,113,420
営業収益計	9,473,824
営業費用及び一般管理費	※1 8,866,349
営業利益	607,474
営業外収益	
受取配当金	1,483
受取利息	5,984
有価証券解約益	4,113
有価証券償還益	2,019
時効到来償還金等	2,018
その他	9,738
営業外収益計	25,358
営業外費用	
有価証券解約損	15,045
時効後支払損引当金繰入額	19,272
その他	3,871
営業外費用計	38,190
経常利益	594,642
特別利益	
受取和解金	120,735
特別利益計	120,735
特別損失	
投資有価証券売却損	35,755
和解費用	2,335
特別損失計	38,091
税引前中間純利益	677,287
法人税、住民税及び事業税	178,012
法人税等調整額	99,509
法人税等合計	277,522
中間純利益	399,765

## (6) 中間株主資本等変動計算書

(単位： 千円)

第49期中間会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

株主資本		
資本金		
当期首残高		2,045,600
当中間期末残高		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		2,266,400
当中間期末残高		2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高		2,450,074
当中間期末残高		2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高		4,716,474
当中間期末残高		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		128,584
当中間期末残高		128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高		104,600
当中間期末残高		104,600
退職慰労積立金		
当期首残高		100,000
当中間期末残高		100,000
別途積立金		
当期首残高		9,800,000
当中間期末残高		9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		6,083,517
当中間期変動額		
剰余金の配当		△357,703
中間純利益		399,765
当中間期変動額合計		42,061
当中間期末残高		6,125,578
利益剰余金合計		
当期首残高		16,216,701
当中間期変動額		
剰余金の配当		△357,703
中間純利益		399,765
当中間期変動額合計		42,061
当中間期末残高		16,258,763
株主資本合計		
当期首残高		22,978,776
当中間期変動額		
剰余金の配当		△357,703
中間純利益		399,765
当中間期変動額合計		42,061
当中間期末残高		23,020,838
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		△129,413
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		△36,523

当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
純資産合計	
当期首残高	22,849,363
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	5,537
当中間期末残高	22,854,901

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。                      時価のないもの                      移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ                      時価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）                      定率法を採用しております。                      ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産                      定額法を採用しております。                      なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金                      当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金                      従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用）                      従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金                      役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）</p> <p>(5) 時効後支払損引当金                      時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	496,660千円

(中間損益計算書関係)

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 33,171千円 無形固定資産 364千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	357,703千円	340円	平成23年3月31日	平成23年6月15日

## (リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1	ファイナンス・リース取引 (借主側)
	所有権移転外ファイナンス・リース取引
	(1) リース資産の内容
	有形固定資産
	主として、事務用機器及び車両運搬具であります。
	(2) リース資産の減価償却の方法
	中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (金融商品関係)

第49期中間会計期間末(平成23年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,197,856	17,197,856	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,726,094	3,726,094	-
(3) 未収委託者報酬	1,544,294	1,544,294	-
(4) 未収運用受託報酬	945,508	945,508	-
(5) 長期差入保証金	521,824	520,684	△1,139
資産計	23,935,578	23,934,438	△1,139
(1) 未払手数料	660,033	660,033	-
負債計	660,033	660,033	-
デリバティブ取引 (※1)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	303,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券および投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

#### 1 その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	15,824	20,120	△4,295
② 証券投資信託	3,710,269	3,985,753	△275,484
小計	3,726,094	4,005,873	△279,779
合計	3,726,094	4,005,873	△279,779

(デリバティブ取引関係)

第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### 株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
			契約額等 (千円)	契約額のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引	投資有価証券	62,370	-	1,470
	売建 買建	投資有価証券	253,260	-	△735
合計			315,630	-	735

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(資産除去債務関係)

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。</p> <p>なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金 (敷金) が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第49期中間会計期間(自 平成23年4月1日至 平成23年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第49期中間会計期間(自 平成23年4月1日至 平成23年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(一株当たり情報)

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	21,723.74円
1株当たり中間純利益金額	379.97円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	399,765千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	399,765千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

第49期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

# 約 款

## 追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり） 運用の基本方針

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

### 基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### 運 用 方 法

#### (1) 投資対象

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合もあります。

#### (2) 投資態度

- ① 主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 運 用 制 限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (5) 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 有価証券先物取引等は約款第 26 条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は約款第 27 条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第 28 条の範囲で行います。

### 収 益 分 配 方 針

第 1 計算期および第 2 計算期は、収益分配を行いません。第 3 計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、みずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。  
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条、第54条第1項、第55条第1項、第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替

機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。)ならびに保護預り会社または第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)または指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもってこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社法法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第 16 条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第 17 条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 18 条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第 19 条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第 20 条 この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 26 条、第 27 条および第 28 条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権（上記イ.、ロ. および下記ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 21 条 委託者は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された L A 米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第 8 号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（但し親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
  - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第26条ないし第31条、第33条、第38条ないし第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

- 第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。
- ② 前項において信託財産に属すると見なした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

- 第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および第21条第1項第8号において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債等の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本と親投資信託の信託財産にかかるスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信

託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前 2 項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公

社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替の予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社等(証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎月 8 日から翌月 7 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 6 月 30 日から平成 16 年 8 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 140 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、

繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日および第 49 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 52 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資)

第 49 条 収益分配金は、第 1 計算期間および第 2 計算期間を除く毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 50 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 52 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第 52 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、原則として、指定販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に準じて計算されるものとし、

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 51 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(信託の一部解約)

第 52 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの

信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として当該請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 53 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
  - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 54 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 58 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 55 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 56 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 57 条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第 59 条 第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

- 第 60 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.mizuho-am.co.jp/>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第 61 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第 1 条 この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条（受益証券の発行および種類）、第 12 条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第 14 条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第 3 条 第 28 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第 4 条 第 28 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 6 月 30 日

付表

(1) 別に定める各信託

約款第 13 条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンAコース (為替ヘッジあり)

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンBコース (為替ヘッジなし)

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）  
運用の基本方針

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (5) 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 有価証券先物取引等は約款第 26 条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は約款第 27 条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第 28 条の範囲で行います。

収益分配方針

第 1 計算期および第 2 計算期は、収益分配を行いません。第 3 計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、みずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。  
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条、第54条第1項、第55条第1項、第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替

機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。)ならびに保護預り会社または第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)または指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもってこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社法法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第 16 条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第 17 条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 18 条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第 19 条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第 20 条 この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 26 条、第 27 条および第 28 条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権（上記イ.、ロ. および下記ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 21 条 委託者は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された LA 米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第 8 号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（但し親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条ないし第31条、第33条、第38条ないし第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第23条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属すると見なした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および第21条第1項第8号において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債等の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本と親投資信託の信託財産にかかるスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信

託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前 2 項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公

社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替の予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社等(証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎月 8 日から翌月 7 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 6 月 30 日から平成 16 年 8 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 140 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、

繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日および第 49 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 52 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資)

第 49 条 収益分配金は、第 1 計算期間および第 2 計算期間を除く毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 50 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 52 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第 52 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、原則として、指定販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に準じて計算されるものとし、

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 51 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(信託の一部解約)

第 52 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの

信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として当該請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 53 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
  - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 54 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 58 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 55 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 56 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 57 条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 59 条 第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第 60 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 61 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条 (受益証券の発行および種類)、第 12 条 (受益証券の発行についての受託者の認証)、第 14 条 (受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続) から第 19 条 (受益証券の再交付の費用) の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 3 条 第 28 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日 (以下「決済日」といいます。) における決済日から一定の期間を経過した日 (以下「満期日」といいます。) までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率 (以下「指標利率」といいます。) の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第 28 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引 (同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。) のスワップ幅 (当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。) を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 6 月 30 日

付表

(1) 別に定める各信託

約款第 13 条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンAコース (為替ヘッジあり)

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンBコース (為替ヘッジなし)

親投資信託 LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の米国ドル建てのハイイールド債に投資し、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ② 米国ドル建て債券への投資にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行なうことにより付加価値を追求します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに委託します。（約款第 16 条参照）
- ⑦ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- (2) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (5) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は約款第 21 条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第 22 条の範囲で行います。

**みずほ投信投資顧問株式会社**

Mizuho Asset Management Co., Ltd.